



T A R U I  T O W N

垂井町第5次総合計画

やさしさと活気あふれる 快適環境都市

〈後期計画〉



 垂井町

あ い さ つ



本町は平成 20 年 3 月に第 5 次総合計画を策定し、将来像を「やさしさと活気あふれる 快適環境都市」と定め各種施策を推進しています。

この第 5 次総合計画は、本町の総合計画としては初めて、まちづくりの進捗が目に見えるように数値目標を定め、また、その進捗や社会情勢の変化に対応するため、基本計画を中間年で見直すことにしました。

今回、その基本計画見直しを、職員による前期の評価・点検、また、住民・団体アンケートやワークショップ、パブリック・コメントなどによる住民参加のもと実施しました。

さて、平成 20 年度からの前期 5 年間を振り返ってみますと社会情勢としましては、リーマンショックに端を発した経済不安、また、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災などの大きな変化があり、住民の皆様にも少なからず影響を与えたことと思います。

町内では、総合計画の各種施策の推進により、まちづくり基本条例が施行され、住民による地区まちづくり協議会が設立されました。また、幼保一元化による垂井東こども園の建設、各小中学校等の耐震化の推進、循環型社会の構築に向けてはエコドームの建設などを実施してまいりました。その他にも駅のエレベータ設置、梅谷片山トンネルの開通なども推進してきたところです。これも、町民各位のご理解、ご協力、また議員各位のご支援があったからこそ、着実に事業を実施できたものと感謝申し上げます。

少子高齢化や地方分権社会の一層の進展など、今後も大きな変化が見込まれる中、後期期間においても、協働のまちづくりを進めながら、将来像の実現に向け取り組んでまいります。

最後に、この度の見直しにあたり、ご尽力賜りました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、ワークショップやアンケートなどにご協力いただきました各種団体・町民各位に感謝を申し上げますとともに、各種施策の推進にあたり引き続きご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年 3 月

垂井町長

中川 満也

垂井町民憲章

昭和 52 年 5 月 3 日

私たちは、伊吹おろしの風雪にたえてきた垂井町の町民です。

私たちは、みんなで力をあわせ、いきいきとしたよい町づくりにねがいをこめて、この町民憲章を定めます。

- 緑と花と太陽のある明るいまちをつくりましょう。
- きまりを守り、老いも若きも手を取りあって、幸せの輪をひろげましょう。
- からだをきたえ、仕事にはげみ、くらしに生きがいをみつけましょう。
- 香り高い文化にしたしみ、こころ豊かな教養を身につけましょう。
- 青少年に希望と誇りをもたせ、伸びゆくまちをめざしましょう。

町の花



つばき

昭和 55 年 3 月 23 日制定

町の木



けやき

昭和 49 年 9 月 19 日制定

目 次

総 論	
第1章 総合計画とは	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の構成	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の進行管理	4
第2章 社会潮流の変化	5
第3章 垂井町の現況	9
第1節 垂井町の現況	9
第2節 住民意向の把握	13
第4章 垂井町の主要課題	15
基本構想	
第1章 垂井町の将来像	19
第2章 将来の人口と世帯数	20
第1節 将来人口、世帯数の推計	20
第2節 目標人口、世帯数の設定	21
第3章 将来の都市構造	22
第4章 施策の大綱	25
第1節 まちづくりの柱	25
第2節 重点プロジェクト	27
第3節 住民と行政の役割分担	28
基本計画	
第1章 基本計画の構成	30
第2章 分野別の柱	35
第1節 安全・安心	35
1-1 交通安全	37
1-2 防 犯	38
1-3 消防・防災	39
第2節 教育・生涯学習・文化	43
2-1 学校教育	45
2-2 青少年育成	47
2-3 生涯学習	48
2-4 生涯スポーツ	51
2-5 文 化	53
第3節 子育て・健康・福祉	55
3-1 子育て	57
3-2 健康・医療	59
3-3 高齢福祉	61

3-4	障がい福祉	63
3-5	地域福祉	64
第4節	地域環境	65
4-1	自然環境	67
4-2	環境衛生	68
第5節	産業・交流	71
5-1	農業・林業・畜産	73
5-2	観光	75
5-3	工業	77
5-4	商業	79
5-5	勤労者	81
第6節	都市基盤	83
6-1	道路	85
6-2	河川・治水	87
6-3	公園	88
6-4	市街地形成	89
6-5	上・下水道	91
6-6	公共交通	93
第3章	計画推進のための柱	95
第7節	協働	95
7-1	地域活動	97
7-2	住民参画	98
7-3	広報・情報公開・公聴	99
第8節	行財政運営	101
8-1	行政運営	103
8-2	財政運営	104
資料編.		
1	策定の経緯	107
2	策定体制	109
3	審議会設置条例	110
4	審議会名簿	112
5	諮問・答申	113
6	パブリック・コメント実施要領、結果	114

総論

総論

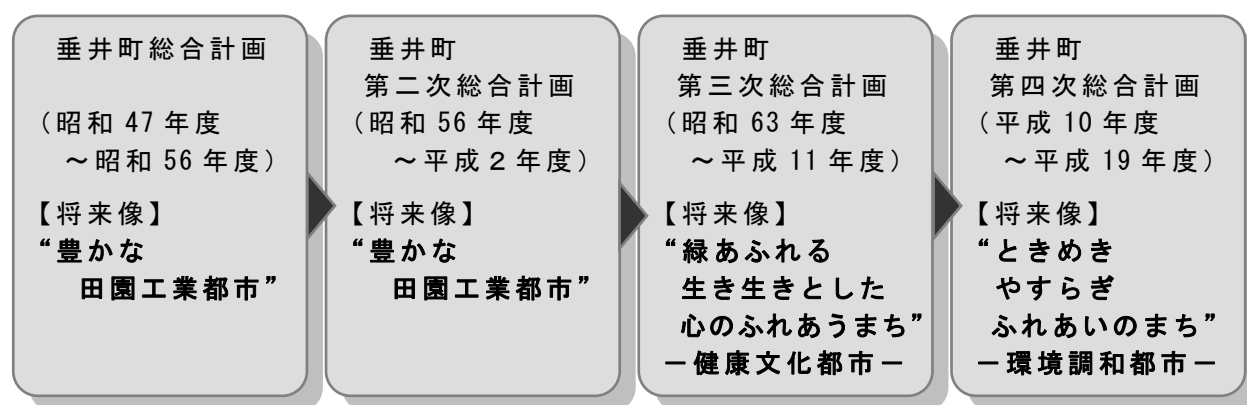
第1章 総合計画とは

第1節 計画策定の趣旨

垂井町では、これまで4次にわたって総合計画を策定し、将来像実現に向け、諸施策を実施してきました。

しかしながら、少子高齢社会や地方分権の進展など、垂井町をとりまく情勢は大きく変化し、なかでも地方分権の推進に関しては、地方自治体自らの判断により行財政運営を行うことが一層求められています。

このような状況を考慮し、住民の福祉の増進を図るため、「垂井町第5次総合計画」は、垂井町第四次総合計画の内容を踏まえながら、社会経済情勢の変化や新たな住民ニーズに対応し、将来にわたって町を発展させるべく、重点的に取り組むまちづくりの方向性を明らかにしたものです。



第2節 計画の構成

垂井町第5次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

基本構想

基本構想は、垂井町が目指す将来像、まちづくりの目標、施策の大綱などを明らかにしたものです。

基本計画

基本計画は、基本構想で示した内容に基づき、各行政分野の基本的施策について示したものです。

実施計画

実施計画は、基本計画の期間内に実施する施策について、計画的、効率的に推進するために必要な個別事業を示したもので、予算編成の指針となるものです。

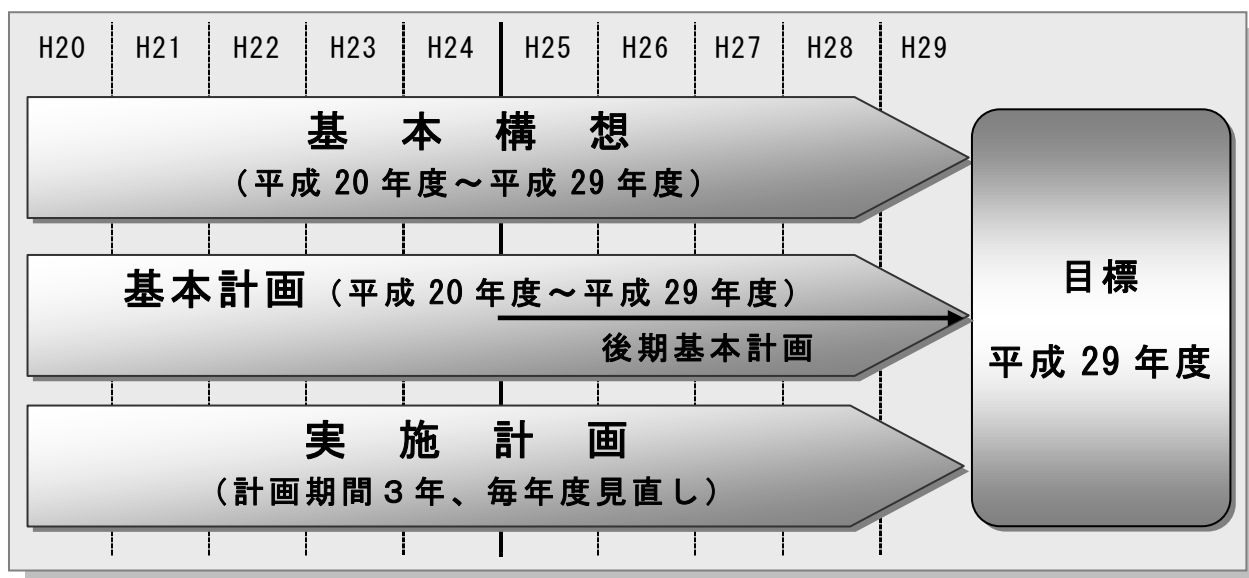
第3節 計画の期間

基本構想は、計画期間を平成20年度（2008年度）～平成29年度（2017年度）の10年間とします。

基本計画の計画期間は、基本構想と同じ10年間ですが、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえて、平成24年度に見直し作業を行い、平成25年度から平成29年度までを後期基本計画とします。

なお、実施計画は、計画期間を3年間とし、毎年度見直すローリング方式を採用します。

◆総合計画の期間



第4節 計画の進行管理

垂井町第5次総合計画は、自治体運営における最上位の計画で、町のあらゆる施策や計画の基礎になるものです。

そのため、施策や事業が適正に実施されたのか、目指すべきまちの姿がどの程度達成されたのかなどを、住民の参加により総合的に評価します。その結果を住民と共有するとともに、施策や事業を柔軟に見直し、目標に向けた取り組みを行っていきます。

第2章 社会潮流の変化

(1) 少子高齢社会の進展

我が国は、これから、本格的な人口減少・少子高齢化時代を迎えようとしています。

また、平成22年国勢調査における全国の高齢化率は23.0%となっており、平成17年の国勢調査時の20.2%から2.8ポイントの増加となっており、超高齢社会※が本格化しています。

ちなみに、15歳未満人口は13.8%から13.2%に0.6ポイントの減少、15～64歳人口は66.1%から63.8%に2.3ポイントの減少となっています。

この人口構造の変化により予想される影響としては、消費の減少や労働力人口の減少による生産力の低下、国際競争力の低下などが懸念されます。

今後は、少子高齢化を克服するために、安心して子どもを産み、健やかな体と心を育むことができる社会の形成とともに、高齢者をはじめ、誰もが安心、快適に生活できるような社会の形成が求められています。

(2) 安全・安心への意識の高まり

地震大国の我が国は、大きく分けて直下型地震※と海溝型地震※の2つのタイプの地震の脅威にさらされています。平成23年3月11日に発生した海溝型地震の東日本大震災はマグニチュード9.0の世界観測史上最大規模の地震となり、津波も伴い戦後最悪の災害となりました。

また、大雨、暴風雪、猛暑等の自然災害の脅威にもさらされ、異常気象は毎年のように問題となっています。

さらに、近年、新型インフルエンザや口蹄疫などの感染症の流行も懸念されているとともに、身近な地域での交通事故や犯罪の発生、特に、子どもや高齢者を狙った犯罪の発生は暮らしの不安要因を増加させています。

今後は、住民相互、住民と行政など様々な主体がお互いに連携し、安全、安心に生活できるまちづくりを行うことが求められています。

(3) 価値観の変化や生活様式の多様化

近年、物質面の豊かさが満たされることに伴い、心の豊かさに価値観を見いだ

※超高齢社会：高齢化社会という用語は、昭和31年の国際連合の報告書において、当時の欧米先進国の水準を基に、7%以上を「高齢化した (aged)」人口と呼んでいたことに由来するのではないかとされている。一般的には、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）によって以下のように分類される。高齢化社会 高齢化率 7%-14%、高齢社会同 14%-21%、超高齢社会同 21%-。

※直下型地震：内陸部にある活断層で発生する、震源の浅い地震。人の住む土地の真下で発生する地震。阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）、新潟県中越地震など。

※海溝型地震：海側のプレートと大陸側のプレートとが接する海溝で、大陸側プレートの下に潜り込もうとする海側プレートに引きずられてたわんだ大陸側プレートが跳ね返って発生する地震。関東大震災・十勝沖地震・スマトラ沖地震など。また、平成23年3月に起きた東日本大震災も、典型的な海溝型の大地震であった。

す生活スタイルに変化してきています。また、仕事中心から家庭や地域を中心とした生活への変化、女性の社会進出や様々な活動に参加する高齢者の増加など、生活スタイルが多様化してきています。

今後は、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、個人の価値観に基づいた生活を送ることができるような自由度の高い社会の形成が求められています。

(4) 雇用環境の変化

近年の原材料の値上がりや円高不況により、経営環境・消費動向の悪化が進むとともに、労働力人口の減少、高齢化の進展、企業の海外移転の加速など地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

また、若年層の正社員比率は低下傾向が続いており、約3分の1が非正規雇用となっているといわれています。若年層の正社員化を推進するためには、雇用の場の確保ときめ細やかな相談対応が求められます。

今後は、生産年齢人口が減少し、高齢者が増加していくなかで、十分な労働力の確保や望ましい雇用形態の構築とともに、激化する国際競争を生き抜いていくため、日本が培ってきた高度な技術を活用した産業の育成が求められています。

(5) 高度情報社会の進展

情報通信技術（ICT）は、医療・福祉や教育をはじめ生産管理やマーケティング等、私たちの生活や生産活動のあらゆる場面に普及しており、このことは、情報化への投資や情報通信産業の拡大などにもみることができます。

しかし、情報通信基盤の違いによってこれらを利用できる環境に地域間の格差が広がるとともに、利活用という面でも十分に使いこなされているとは言えません。私たちがICTを十分に活用できるようになれば、これからの少子高齢化や人口減少、グローバル化※など時代の変化に対応していく大きな力になると考えられます。

例えば、在宅勤務など多様な働き方を可能にするほか、遠隔地医療への活用、様々な行政手続きの効率化、地域づくり活動の情報発信手段などとして大きな効果を発揮することが期待されます。

(6) 循環型社会への転換

地球温暖化は、今や世界の全ての国々が避けて通ることのできない大きな課題となっています。また、世界の人口増加や新興国などの経済成長により資源や食料の確保が大きな問題となってくることが懸念されます。これからは、限られた資源を有効に使いながら、環境に配慮した社会を築いていくことが大切です。

特に、地球温暖化への対応は、世界の全ての国々が、一緒に対応しなければ解決できない問題として認識され、日本においても様々な取り組みが行われていま

※グローバル化：これまで存在した国家、地域などタテ割りの境界を超え、地球が1つの単位になる変動の趨勢(すうせい)や過程。グローブ(globe)とは、球体としての地球の意味。1970年代、地球環境が人類的課題だという意識が生まれたことなどから広く使われるようになった。

す。資源や環境への関心が高まる中で、環境に配慮した低炭素・循環型社会※に転換しようとする流れや自然エネルギー活用の流れは、今後ますます大きくなっていくと考えられ、本町においても、行政、事業者・企業を挙げての取り組みが必要で、その上で、住民一人ひとりの地道な取り組みが求められます。

（７）広域交流の活発化

交通基盤や情報通信基盤の発達により、住民の日常生活の広域化が進んでいるとともに、近隣自治体に留まらず、共通の歴史や文化を持つ都市間交流や都市と農山村との交流が活発になってきています。

今後は、各自治体に共通する課題の解決方法を模索するとともに、広域犯罪や大規模災害などへの対応を効率よく行うため、広域的な交流の推進が求められています。

一方、くらしや産業など国際社会と地域の関わりが強くなる中で、地域間競争もこれまで以上に激しくなると思われます。例えば、海外展開する企業の増加に伴い、企業誘致や産業立地、観光客の誘致などは、国内的・国際的な競争という側面が大きくなると見込まれます。

また、グローバル化が進展した今日では、世界の動きが直接、地域社会に影響を与えるようになってきました。特に、日本との経済的なつながりが強く、飛躍的な成長を続ける東アジア地域との交流も、今後、ますます重要になると考えられます。

（８）地方分権社会の進展

経済のグローバル化や情報化の進展により地域が国際社会と直接結びつく時代となり、地域の進路や独自性が重要視されるようになりました。

さらに、これからの少子高齢化・人口減少などにより人口構造、社会構造が大きく変化し、財政状況はますます厳しくなることが見込まれます。

このようなことを背景に、より効率的な行政運営と住民サービスの維持・向上を図るため、地方分権改革が進められていますが、その中で最も大切なのは、本町において、人々が安心して幸せに暮らしていける地域社会を築くことであり、住民と行政の協働のもとでつくり上げられる地方分権でなければなりません。

しかしながら、地方部からの人口の流出や少子高齢化などが要因となり、コミュニティ※機能の低下が危惧されています。

わが国では、経済の高度成長期以降の大規模な人口移動によって都市、農村を問わず伝統的な「地縁社会」の崩壊が進みました。さらに近年の少子高齢化の進展に伴って、社会を構成する基層としての家族の形態が変貌し、人々の「コミュニティ意識」も職住分離の進展や生活スタイルの変化などによって、急速に薄れ

※低炭素・循環型社会：二酸化炭素をできるだけ排出しない、環境負荷の少ない社会の構築に向けた政策的な取組みが重要視されてきている。

※コミュニティ：英語で、「共同体」を意味する語に由来。同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている人々の集まり（社会）のこと（地域社会）。

てきました。この半世紀の間に、家族やコミュニティの弱体化が進んだと言えます。

地域コミュニティの機能が低下していることは、近隣関係の希薄化の傾向と合わせて地域のソーシャルキャピタル※が低下する傾向にあると考えられます。

コミュニティの果たす「役割」、「力」がいかに大きいかを強く印象付けたのが阪神・淡路大震災でした。コミュニティ活動が盛んな地域ほど、住民自身による被災者の救助・支援が速やかに行われたからです。また、東日本大震災においては、コミュニティごとの避難や仮設住宅への入居の必要性が言われています。大震災は、社会的セーフティネットの基盤としてコミュニティが重要な役割を担っていることを、改めて認識させてくれたのです。

今後は、災害時にも助け合って対応でき、地域において、お互いを尊重し合い支え合える地域コミュニティの維持と強化がさらに求められています。

※ソーシャルキャピタル：人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」、「規範」、「ネットワーク」といった社会組織の特徴であり、物的資本(Physical Capital)や人的資本(Human Capital)などと並ぶ新しい概念。(参考) 人的資本は、教育によってもたらされるスキル・資質・知識のストックを表す個人の属性。

第3章 垂井町の現況

第1節 垂井町の現況

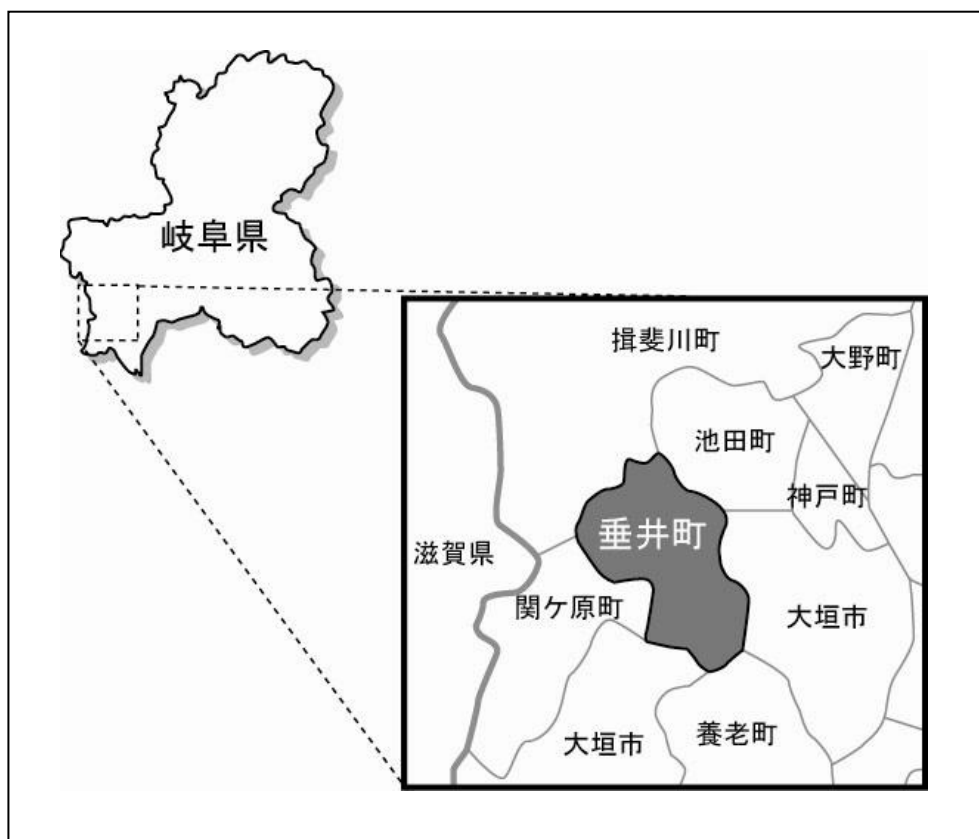
(1) 垂井町の位置、地勢

垂井町は、岐阜県の南西部に位置し、東は大垣市、西は関ヶ原町、南は養老町、大垣市（旧上石津町）、北は池田町、揖斐川町（旧春日村）に接しています。

また、町域の約6割を山林が占め、残りの4割が平坦地となっており、町の中央部には揖斐川水系の相川が流れています。

気候は、夏は高温多湿で、日最高気温が30度を超えることが多く、冬には「伊吹おろし」と呼ばれる西風が吹き、「しぐれ」などがあります。

また、平均気温は14～15度で、梅雨時期にあたる6～7月と台風の影響を受ける9月頃は降水量が多く、年平均降水量は2,000mm前後となっています。



(2) 垂井町のあゆみ

垂井町では、縄文時代や弥生時代の遺跡が多数発見され、石の矢尻などの石器や土器が多数出土しています。また、古墳時代には、地方の豪族によって多くの古墳が築かれ、150基ほどの古墳が発見されています。

大化の改新（645年）後には、国府が置かれ、美濃国一の宮で、現在も続く南宮大社が鎮座されるなど、美濃国の中心的位置にあり、壬申の乱（672年）や承久の乱（1221年）など、戦乱の舞台にもなりました。

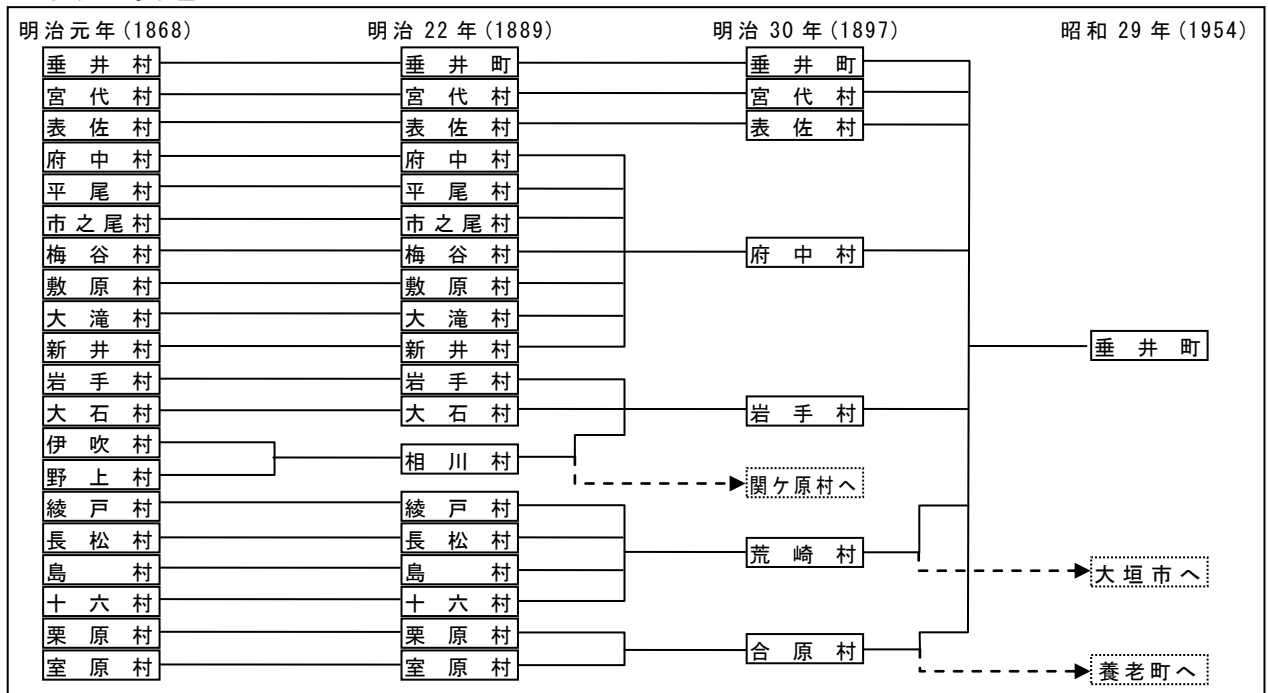
戦国時代には、岩手の領主・竹中半兵衛重治が豊臣秀吉の参謀役として活躍し、多くの戦功をあげました。また、江戸時代には、中山道の宿駅として整備され、美濃路の起点でもあったことから、交通の要所として大いに栄えました。

明治維新後の明治30年には1町6村となり、太平洋戦争後の昭和29年に現在の町域となりました。

その後、昭和33年に「垂井町工場誘致に関する条例」を制定し、積極的に企業誘致を行った結果、多くの企業・事業所が進出し、垂井町の発展の基礎となりました。

平成7年にはJR垂井駅の自由通路橋と橋上駅が完成、平成15年には垂井駅北広場が完成し、南北地域の一体化が実現するとともに、にぎわいとゆとりの空間が生まれました。

◆町域の変遷



(3) 人口の動向

①人口、世帯

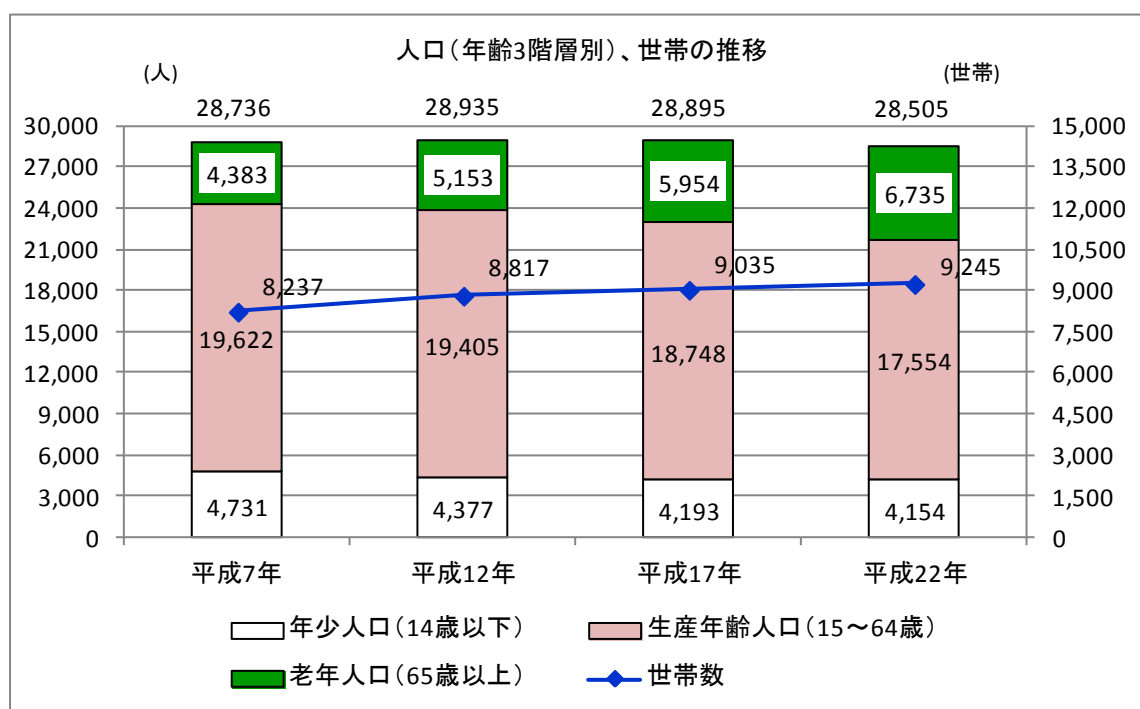
本町の国勢調査による人口の推移は、平成7年から平成12年にかけては199人の増でしたが、平成12年から平成17年にかけては40人の減、平成17年から平成22年にかけては390人の減と減少幅は徐々に大きくなってきています。

人口の構成をみると、年少人口比率は徐々に減って、老年人口比率は増加傾向にはありますが、全国平均(平成22年で23.9%)よりはやや低く、岐阜県平均(平成22年で24.1%)との比較でも低くなっています。

しかし、年少人口比率の減少と老年人口比率の増加の動向が影響して、生産年齢人口は減少してきています。

生産年齢人口の減少は、町の活力の維持という面でも注意すべきであり、今後、大垣市ともかかわりが深く、東海道新幹線、東海道本線、中山道、美濃路が通っている交通至便なまちという位置特性を生かした一層の定住の促進策が必要になると考えられます。

また、世帯数は増加傾向にあり、それに伴い一世帯当人数は減少しており、核家族化、世帯の多様化の進行が伺われます。

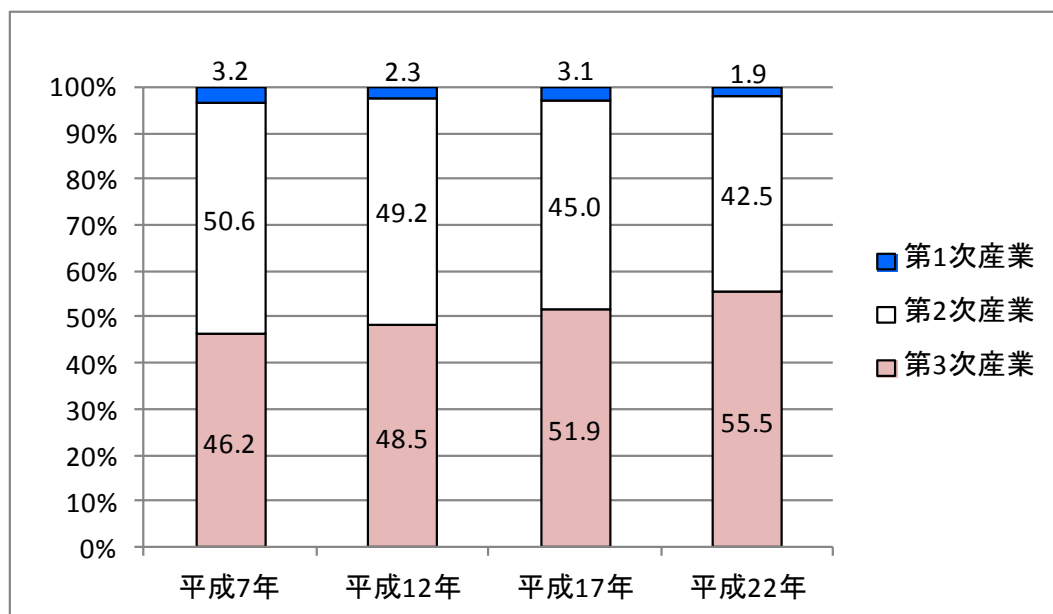


注)平成22年の総人口は年齢不詳62人を含む。

(資料:国勢調査)

② 就業人口

産業別就業者は、第1次産業、第2次産業の就業者割合が減少し、第3次産業が増加しています。平成12年には、それまで過半数を占めていた第2次産業が49.2%で過半数を割り、平成17年には、第3次産業が過半数を超え、経済のソフト化・サービス化※が進んでいますが、平成22年の第2次産業の就業者割合は、全国平均の25.2%、岐阜県平均の33.6%を大きく上回っています。



資料：国勢調査

(4) 財政状況等

財政状況では、財政力は比較的高く、経常収支比率の上昇を抑制する努力をしており、健全な財政運営がされていますが、地方交付税や国庫支出金の減少により厳しい状況が続いています

● 財政状況等の類似団体ランキング（平成22年度決算）

財政等指標項目	垂井町データ	岐阜県内市町村平均	全国の類似団体内順位	特徴
財政力指数	0.72	0.62	16/41	さらなる財政基盤の強化が必要
経常収支比率	84.9%	84.0%	21/41	やや高く抑制に努めている。
人口1人当たり人件費・物件費等決算額	96,228円	115,724円	10/41	効率化により概ね良好
ラスパレス指数（給与水準【国との比較】）	97.7	95.3 (全国町村平均)	29/41	やや高いが給与の適正化に努めている
将来負担比率	36.0%	25.8%	13/41	概ね良好
実質公債費比率	13.3%	9.6%	22/41	概ね良好
人口千人当たり職員数	6.90人	7.69人	10/41	適正管理に努めている

※経済のソフト化・サービス化：第1次、第2次産業から第3次産業への移行、そして第3次産業の中でもサービス業への移行。

第2節 住民意向の把握

総合計画を策定するにあたり、町民意識調査を実施（垂井町に居住している18歳以上の方2,000人を無作為抽出し、平成24年6月に郵送法により実施。有効回収数1,029、有効回収率51.5%。）し、自宅周りの満足度、描く将来像、居住意向などについて把握を行いました。

また、住民と行政の協働による策定を進めるため、ワークショップ※を開催し、策定された後期基本計画案についてグループ別に分科会形式で意見を出し合い計画案を完成させていきました。

さらに、町内の各種団体を対象としたアンケートを実施し、今後主体となって取り組みたい活動や、垂井町への要望などについて意向を把握しました。

加えて、総合計画の素案に対し、広く町民の皆さんなどの意見を募集するパブリック・コメントを実施し、寄せられた意見に対する考え方を示すとともに、後期基本計画に反映させました。

（1）自宅まわりの満足度

「あなたのお宅のまわりの様々な面について、どれくらい満足されていますか。」という問いについて、アンケートの回答数に基づき、自宅のまわりの様々な面についての満足度を算出すると、満足度の高い項目として「川の水や空気がきれいなこと」（1.12）、「住民検診などの保健事業」（0.92）、「小・中学校の整備状況」（0.83）、「ごみ・し尿の収集状況」（0.79）、「保育園・幼稚園の整備状況」（0.65）があり、自然や教育施設、保健・衛生に係る事項が評価されています。

一方、不満の多い項目として「鉄道・バスなど公共交通機関」（-0.47）、「夜道の安全さなどの防犯」（-0.26）、「公園や子どもの遊び場」（-0.15）、「はえ・蚊・雑草などの除去状況」（-0.06）、「道路事情や道路の整備状況」（0.09）があり、交通・環境・都市基盤、防犯に係る事項の不満が多くなっています。

しかし、前回調査と比較すると、すべての項目で満足度が向上しています。

満足度の高い5項目		不満の多い5項目	
川の水や空気がきれいなこと	1.12	鉄道・バスなど公共交通機関	-0.47
住民検診などの保健事業	0.92	夜道の安全さなどの防犯	-0.26
小・中学校の整備状況	0.83	公園や子どもの遊び場	-0.15
ごみ・し尿の収集状況	0.79	はえ・蚊・雑草などの除去状況	-0.06
保育園・幼稚園の整備状況	0.65	道路事情や道路の整備状況	0.09

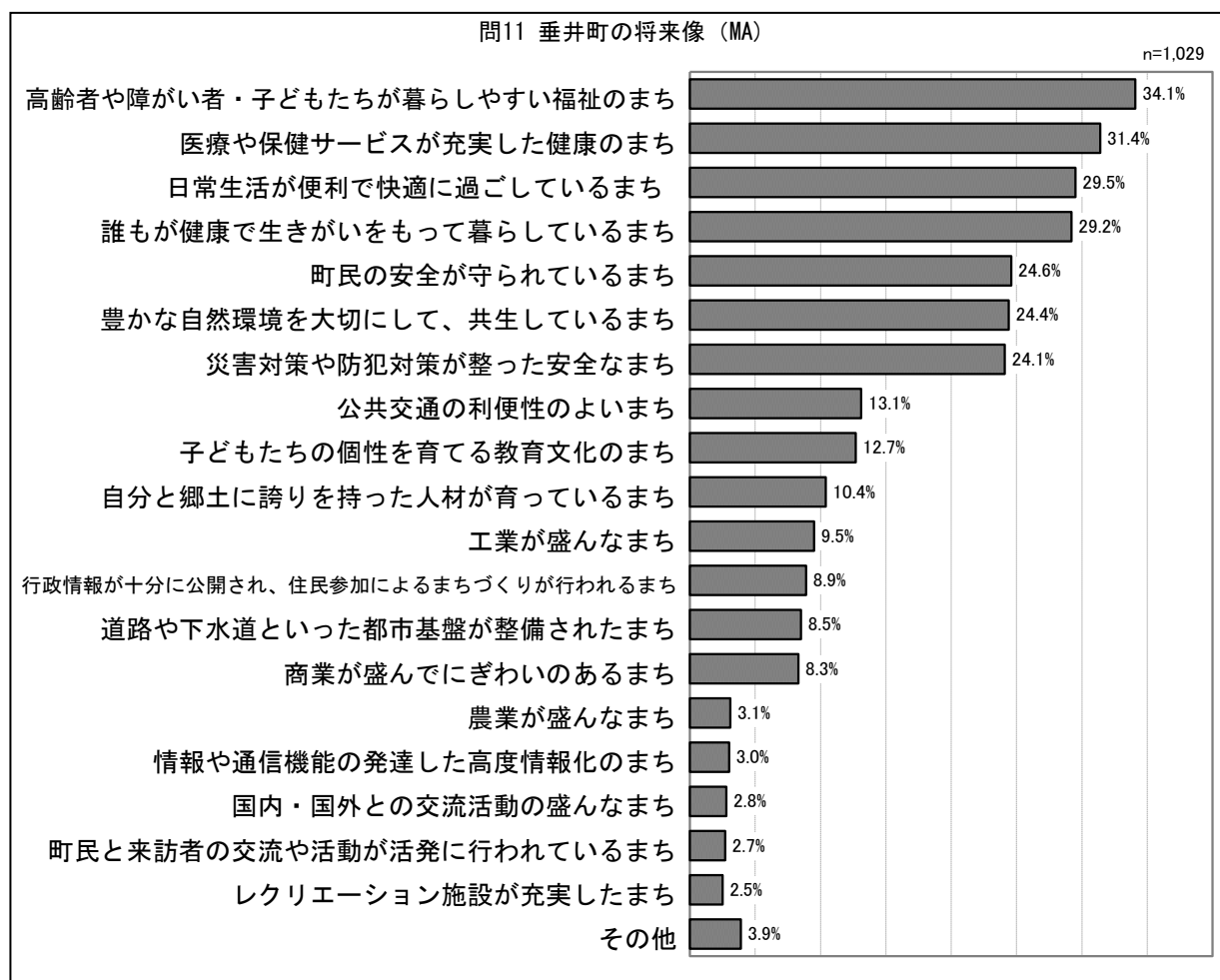
* 満足度＝満足:+2点、まあ満足:+1点、やや不満:-1点、不満:-2点として各項目の加重平均を算出

※ワークショップ：一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造の場。

(2) 将来の垂井町の姿

「垂井町は将来どのようなまちになっていけばよいと思われますか。」という問いについては、町民が望む将来の垂井町の姿としては、「高齢者や障がい者・子どもたちが暮らしやすい福祉のまち」(34.1%)、「医療や保健サービスが充実した健康のまち」(31.4%)、「日常生活が便利で快適に過ごしているまち」(29.5%)、「誰もが健康で生きがいをもって暮らしているまち」(29.2%)、「町民の安全が守られているまち」(24.6%)、「豊かな自然環境を大切に、共生しているまち」(24.4%)、「災害対策や防犯対策が整った安全なまち」(24.1%)、「公共交通の利便性のよいまち」(13.1%)、「子どもたちの個性を育てる教育文化のまち」(12.7%)、「自分と郷土に誇りを持った人材が育っているまち」(10.4%)、「工業が盛んなまち」(9.5%)、「行政情報が十分に公開され、住民参加によるまちづくりが行われるまち」(8.9%)、「道路や下水道といった都市基盤が整備されたまち」(8.5%)、「商業が盛んでにぎわいのあるまち」(8.3%)、「農業が盛んなまち」(3.1%)、「情報や通信機能の発達した高度情報化のまち」(3.0%)、「国内・国外との交流活動の盛んなまち」(2.8%)、「町民と来訪者の交流や活動が活発に行われているまち」(2.7%)、「レクリエーション施設が充実したまち」(2.5%)の順となっています。

先回調査と比較して、上位5位はいくらかその率と順位は異なりますが、基本的なありようには変わりはないものと考えられます。



第4章 垂井町の主要課題

(1) 産業・交流

農業を中心とする第1次産業は、就業人口の減少に伴い、担い手の確保や農業の集約化が課題となっています。

また、恵まれた自然環境や交通の要衝としての地理的条件を活かし、企業の誘致を図り、働く場所を確保するとともに、できるだけ身近な生活圏で買い物などができるよう商業と市街地を活性化させることが求められています。

さらに、恵まれた自然環境や歴史資源を活かし、観光と農業、商業などを連携させた新たな産業を振興することが必要となっています。

(2) 町民生活・コミュニティ

少子高齢化や地方分権が進展しているなか、複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、住民がすべきこと、行政がすべきことを明確にし、協働で公共サービスを担っていくことが求められています。そのためには、自助、共助、公助の分担のもと、協働についての理解を深め、住民が行政に参画しやすい環境を整備するとともに、様々な媒体を使いながら、お互いが情報を共有することが重要となっています。

垂井町においては、自治会活動や公民館活動など、様々な地域活動が展開されていますが、今後はこれらの活動をさらに活発化させるなど、地域コミュニティを守り育てる取り組みが必要となっています。

(3) 健康・福祉

今後とも進行すると予測される少子化に対応するため、安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備することが必要となっています。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域のなかで社会参加をしながら安心して暮らしていけるよう、ボランティアの育成や総合的なバリアフリー化※が求められています。

さらに、誰もが健康で生きがいを持って生活できるよう、健康づくりや疾病予防に取り組むことができる環境づくりが課題となっています。

(4) 教育・文化

次世代を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校や地域住民、家庭相互が連携を密にして取り組んでいく必要があります。

また、心の豊かさを満たすために、誰もが学習やスポーツを通して、生きがいや体力づくりに取り組み、楽しく暮らせる環境づくりが課題となっています。

垂井町は歴史文化に恵まれており、豊富な知識と経験を持つ高齢者などとの交

※バリアフリー化：社会生活上、障壁（バリア）となるものが除去された状態。

流の機会を設けながら、後世に伝えられるような取り組みを行い、ふるさとに誇りと愛着を持つ人を育てていくことが重要となっています。

（５）都市基盤

日常生活の広域化に伴い、公共交通機関の充実や道路交通網の整備など誰もがより快適に暮らすことができる、町全体の交通状況を見据えた交通体系の確立が課題となっています。

また、子どもや高齢者が一緒になって遊ぶことができる場所を確保するとともに、秩序ある住環境を整備し、誰もが暮らしやすいまちをつくっていくことが必要となっています。

さらには、交通環境整備による企業誘致の促進や商店街の再生による商業の活性化、福祉施設の充実などについて、ユニバーサルデザイン※の観点を踏まえ、それぞれの特性にあった基盤整備を行っていくことが重要となっています。

（６）生活環境

近年多発する甚大な被害を及ぼす災害や子どもや高齢者を狙った犯罪に迅速に対応し、安全、安心に暮らしていくためには、住民と行政との連携とともに、地域で対応できる環境づくりが必要となっています。

また、豊かな垂井町の自然環境を後世に受け継ぐために、循環型社会の実現や環境破壊の防止、自然エネルギーの導入など、環境負荷の少ない取り組みを行うことが求められています。

（７）行財政運営

複雑化、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、健全で分かりやすい行政運営が求められています。

財政運営については、長期的な視点に立った財政計画を構築することが必要となっています。

歳出にあたっては、事務事業の見直しにより、総体的に人件費の抑制を図るとともに、各種行政サービスの必要性、費用対効果、経費負担のあり方を検証することが求められています。また、歳入にあたっては、税の収納率の向上に努めるとともに、受益者負担の原則を検証することにより、自主財源の確保に努めることが求められています。

さらに、行政職員の人材育成と行政組織の組織力の向上に努め、質の高い行政サービスを提供する必要があります。

※ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。また、デザインされたもの。

基 本 構 想

基本構想

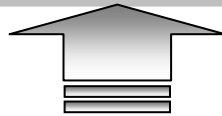
第1章 垂井町の将来像

社会潮流の変化、垂井町の現況、町民意識調査結果や住民ワークショップでの討議内容などを踏まえ、将来像を以下のように設定します。

なお、国道21号、JR東海道本線、名神高速道路、建設が進められている東海環状自動車道（西回りルート）などの交通の利便性や、美濃国一の宮である南宮大社、不破の滝などの歴史・自然に囲まれた快適な環境、活発な企業活動や地域活動などは垂井町の貴重な財産であり、垂井町の強みです。これらを垂井町発展のために有効に活かすことにより、やさしさと活気にあふれたまちを目指します。

まちづくりの将来像

やさしさと活気あふれる 快適環境都市



社会潮流の変化

- 少子高齢社会の進展
- 安全・安心への意識の高まり
- 価値観の変化や生活様式の多様化
- 雇用環境の変化
- 高度情報社会の進展
- 循環型社会への転換
- 広域交流の活発化
- 地方分権社会の進展

町民意識調査

- 「清潔なまち」、「住民同士のふれあいを感じるまち」が印象として強い。
- 住民の8割以上が今後も垂井町内での居住を希望。
- 自然や教育施設、保健・衛生に係る事項が高く評価されている反面、交通・都市基盤、防犯に係る事項の評価が低い。
- 福祉・健康・医療を重要視した将来の姿が上位を占め、日常生活の利便性・安全・自然環境がこれらに続いている。

垂井町の現況

- 豊かな自然と歴史を有している。
- 人口が減少に転じ、核家族化が進行している。
- 少子高齢化の傾向が表れている。
- 就業人口は、第3次産業が増加し、それ以外は減少している。
- 財政状況は、平成7年度をピークに減少に転じ、少子高齢化や地方分権のなか、厳しい状況が続いている。

住民ワークショップ

- 「自然や歴史が豊か」、「生活環境が充実している」が良いところで、「まちの空洞化」、「福祉環境が不十分」が悪いところ。
- 産業を活性化させることが重要。
- ボランティアなど「ひとづくり」を考えていくことが必要。
- 地域ぐるみで防犯、防災に取り組んでいくことが必要。
- 住民参加は、今後のまちづくりにおいて必要不可欠で、場づくりが重要。

第2章 将来の人口と世帯数

第1節 将来人口、世帯数の推計

(1) 将来人口の推計

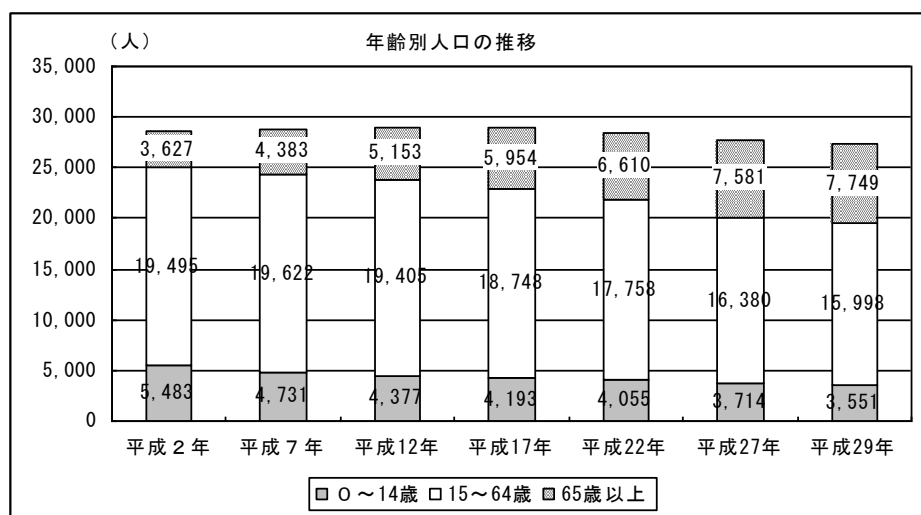
垂井町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所※が平成15年12月に公表した「日本の市区町村別将来推計人口」の推計結果をもとに、平成17年の値を国勢調査確定値に置き換えて推計を行いました。

その結果、平成22年(2010年)で28,423人、総合計画の目標年次である平成29年(2017年)では27,298人と推計されました。

<将来人口 推計結果>

(単位：人 下段は構成比)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
0～14歳	5,483 19.2%	4,731 16.5%	4,377 15.1%	4,193 14.5%	4,055 14.3%	3,714 13.4%	3,551 13.0%
15～64歳	19,495 68.1%	19,622 68.2%	19,405 67.1%	18,748 64.9%	17,758 62.5%	16,380 59.2%	15,998 58.6%
65歳以上	3,627 12.7%	4,383 15.3%	5,153 17.8%	5,954 20.6%	6,610 23.2%	7,581 27.4%	7,749 28.4%
合計	28,605	28,736	28,935	28,895	28,423	27,675	27,298



※平成2年～平成17年は実績値、平成22年以降は推計値

(2) 将来世帯数の推計

世帯数については、平成2年から平成17年の人口、世帯数を用いて平均世帯人員を算出し、この平均世帯人員を回帰分析することにより将来の平均世帯人員を求め、これに将来人口を乗じて将来の世帯数を推計しました。

その結果、平成22年(2010年)で9,409世帯、総合計画の目標年次である平成29年(2017年)では9,722世帯と推計されました。

<世帯数 推計結果>

(単位：世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
世帯数	7,866	8,237	8,817	9,035	9,409	9,648	9,722

※平成2年～平成17年は実績値、平成22年以降は推計値

※国立社会保障・人口問題研究所：平成8年(1996年)12月に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって設立された、厚生労働省所管の国立の政策研究機関。

第2節 目標人口、世帯数の設定

将来人口の推計結果を踏まえ、子育て支援や福祉サービスの充実、道路や使いやすい公共交通の整備などによる都市基盤の整備、さらには、企業誘致による雇用環境の向上や垂井町の豊かな自然を活かした住環境の整備など、快適で安心して暮らせる環境づくりを推進することで、人口の定着に努めます。

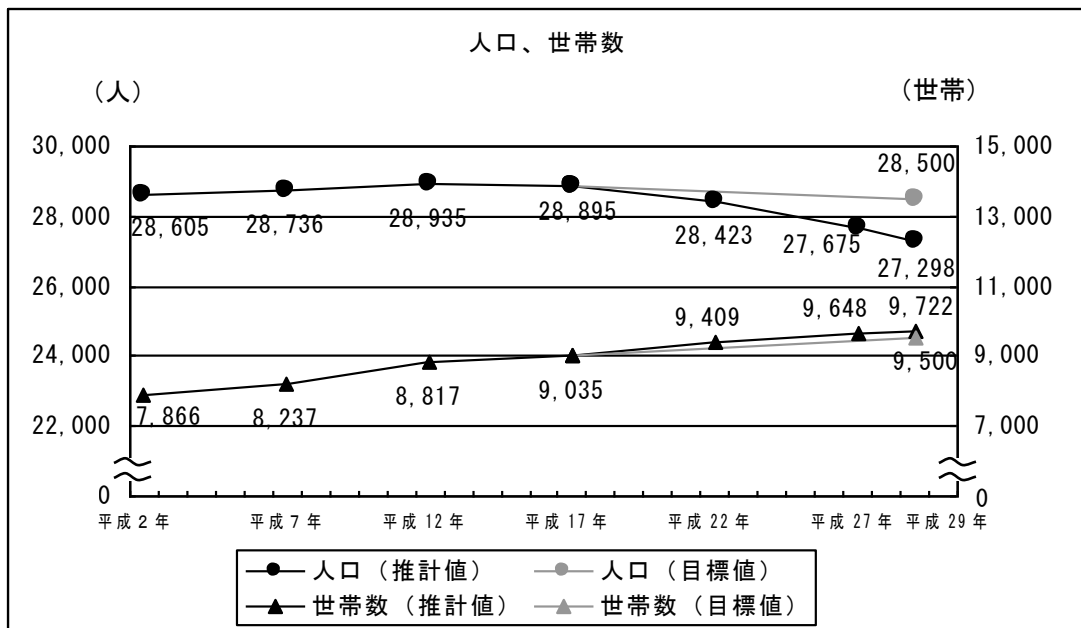
これらの施策を総合的かつ一体的に展開し、人口の減少を抑制することにより、平成29年における目標人口を28,500人と設定します。

目標人口（平成29年） 28,500人

また、目標人口28,500人とした場合の世帯数を9,500世帯と設定します。

目標世帯数（平成29年） 9,500世帯

目標人口、世帯数の達成状況は、岐阜県人口動態統計調査結果にて評価します。



第3章 将来の都市構造

垂井町における現在の土地利用状況や道路、鉄道などの交通体系を踏まえ、都市軸、拠点を設定するとともに、将来の土地利用の方針を以下のように設定します。

(1) 都市軸、拠点の設定

① 都市間連携軸

垂井町の中心部を東西に横断する国道21号、都市計画道路※大垣・関ヶ原線、および南北に縦断する主要地方道岐阜関ヶ原線、県道垂井養老線などを「都市間連携軸」に位置づけ、近隣市町との連携強化を図ります。

また、垂井町の南側を通る名神高速道路、および東側の東海環状自動車道のインターチェンジを活かしたまちづくりを行います。

さらに、JR東海道本線は、中京圏、近畿圏の都市との連携を図る上で重要であり、鉄道を活かしたまちづくりを進めていきます。

② 地域連携軸

町内の主な都市計画道路を「地域連携軸」に位置づけ、分散した7つの地域を連絡し相互の関係を強化するなど、地域間の連携強化を図ります。

③ 産業形成軸

国道21号、都市計画道路大垣・関ヶ原線や県道垂井養老線を「産業形成軸」と位置づけ、その沿道に新たな企業誘致などの産業振興を図ります。

④ 都市機能集積拠点

JR垂井駅周辺および都市間連携軸である国道21号と県道垂井養老線が交差する地域を「都市機能集積拠点」と位置づけ、商業業務機能、都心居住機能などの都市機能の充実を図ります。

(2) 土地利用の方針

① 住宅地ゾーン

現在の市街化区域※、および市街化区域に隣接する開発可能地などを「住宅地ゾーン」に位置づけ、住宅地として居住環境の向上を図ります。

また、都市空間として新たな開発が可能となるよう、土地利用の高度化を進めます。

※都市計画道路：都市計画法に基づいて計画される道路。

※市街化区域：都市計画区域に定める区域の一つで、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

②商業業務地ゾーン

都市間連携軸沿道や旧中山道沿道を中心とした地域を「商業業務地ゾーン」に位置づけ、沿道サービス型の商業、業務施設などの誘導や歴史的景観などを活かした既存の商店街の再生などにより、にぎわい空間の創出を図ります。

③工業地ゾーン

国道 21 号や県道垂井養老線沿いに立地している既存の工業地、および町内に点在する工業地周辺などを「工業地ゾーン」に位置づけるとともに、利便性の向上を高めることにより、南部地域や企業立地に適した地域などに積極的な企業誘致を図ります。

④農業・集落ゾーン

市街地周辺に広がる農地、集落を「農業・集落ゾーン」に位置づけ、農業生産基盤の整備、農地の集約化などを推進することにより、優良農地の確保を図ります。

また、人口減少が著しい地域については、地域コミュニティを維持するため、集落の居住環境の改善や新たな住宅地の整備を図ります。

⑤森林ゾーン

垂井町を取り囲む自然豊かな山地を「森林ゾーン」に位置づけ、森林の健全な育成、および保全に努めるとともに、水と緑を活用した自然学習・保健休養の場の整備を図ります。

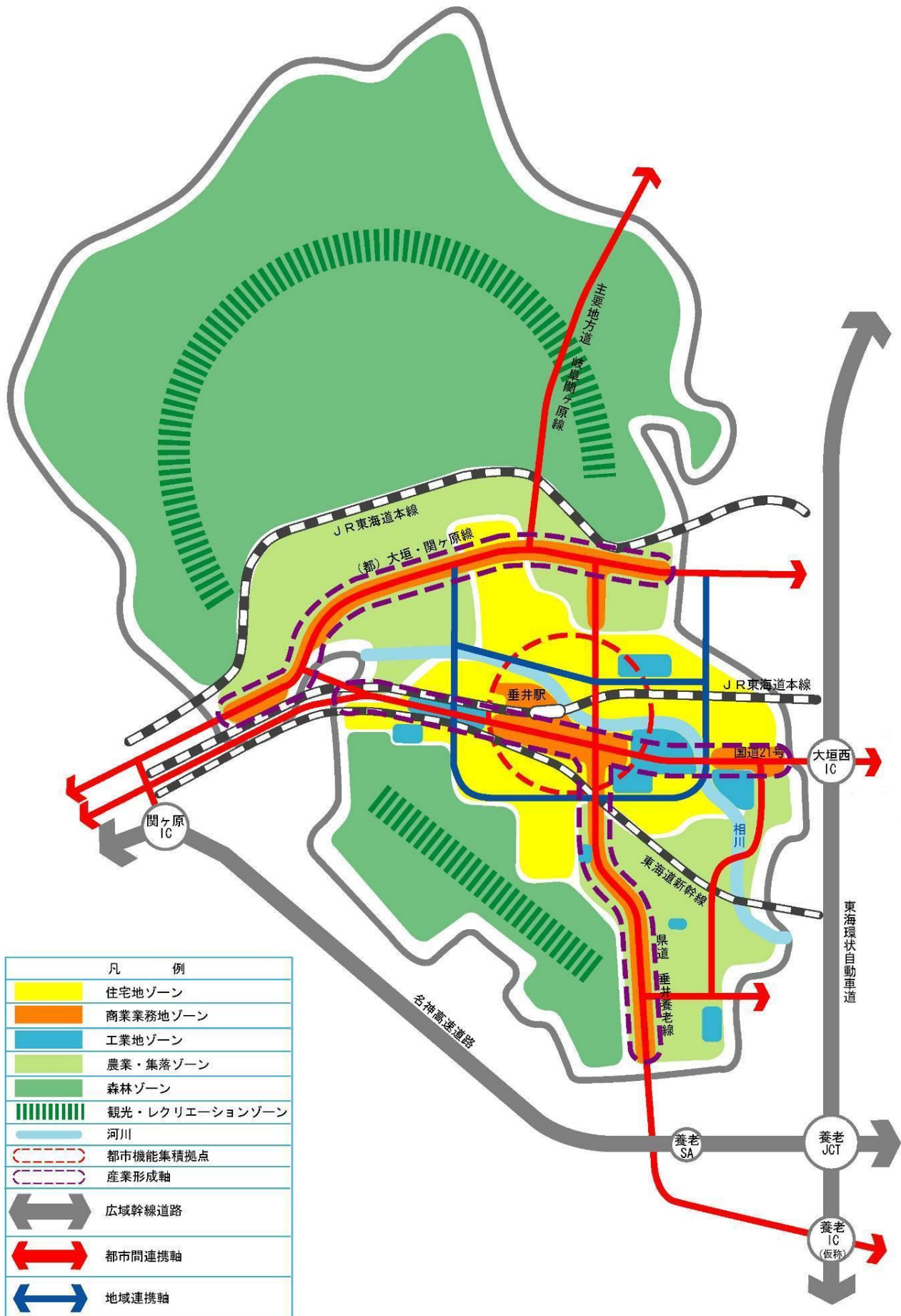
⑥観光・レクリエーションゾーン

北部の明神湖周辺や不破の滝、南部の南宮大社などを「観光・レクリエーションゾーン」に位置づけ、町内に点在する様々な観光資源とともに、豊かな自然や歴史・文化資源を活用したレクリエーション施設や保養施設の整備を図ります。

また、地理的条件を活かし、新たな集客交流拠点を検討します。

基本構想

◆ 将来都市構造図



第4章 施策の大綱

垂井町の目指す将来像実現に向け、まちづくりの柱ごとに、基本的な考え方を示します。なお、まちづくりの柱は、「分野別の柱」と「計画推進のための柱」に分けて設定することとします。

「分野別の柱」は、将来像実現に向けて必要となる取り組みを分野別に示したものです。また、分野別の柱を推進するにあたっては、住民参画や効率のよい行財政運営を行う必要があるため、これらを「計画推進のための柱」として示しています。

さらに、重点的に取り組む必要があるものを「重点プロジェクト」として設定し、行政内部の連携はもちろん、住民と行政との協働により推進していきます。

第1節 まちづくりの柱

分野別の柱

まちづくりの柱1 安全・安心

犯罪や災害発生時に迅速な対応ができるような防犯体制、防災体制を構築します。

また、交通事故や犯罪、災害に対する意識を向上させ、地域が主体となった自主防犯、自主防災活動などを促進します。

まちづくりの柱2 教育・生涯学習・文化

ふるさとに愛着を持てる教育を行うとともに、垂井町の伝統文化を後世に継承するための施策を展開します。

また、誰もが気軽に学習やスポーツに取り組み、楽しく暮らしていけるよう、機会や場の提供を行います。

まちづくりの柱3 子育て・健康・福祉

安心して子どもを産み、育てられるよう、子育て支援を行います。

また、地域で支えあい高齢者や障がい者のみならず、誰もが健康で生きがいをもって安心して生活できる社会を形成します。

まちづくりの柱4 地域環境

恵まれた自然環境を保全するため、環境に配慮した施策を行います。

また、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成します。

まちづくりの柱5 産業・交流

住民や関係機関と連携を図りながら、恵まれた自然環境や歴史資源を有効に活用し、魅力ある産業の振興を推進します。

また、地の利を活かした魅力ある環境のもと企業誘致を行い、誰もが安心して働くことができるまちをつくります。

まちづくりの柱6 都市基盤

道路や公園、上下水道などの都市基盤を整備し、安全で快適な住環境を提供します。

また、住民との連携により、地域の特性を活かし、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備を行います。

計画推進のための柱

まちづくりの柱7 協働

地域活動を活発にし、多様な形態による住民参画の機会を設け、住民、NPO※、事業者などと行政との協働を推進します。

そのため、積極的に広報・公聴活動を行い、住民と行政が互いに情報共有できる仕組みを整えます。

まちづくりの柱8 行財政運営

複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、柔軟で効率的な行政運営を行います。

また、限られた財源を有効に活用するため、計画的、効率的な財政運営を行います。

※NPO：Non-Profit Organization の略。ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」のこと。

第2節 重点プロジェクト

やさしさあふれるまち

地域や家族でお互いに助け合うことにより、安心して子どもを産み、育てられる環境の整備を行います。また、高齢者や障がい者が進んで社会参加できるような仕組みを構築し、やさしさにあふれたまちを目指します。

- 安心して子どもを産み、育てることができるようにします。
 - ・働く親の支援
 - ・虐待防止体制の整備 など
 - ・子育て環境の整備
- 高齢者や障がい者が住み慣れた地域のなかで暮らせるようにします。
 - ・生きがい対策の推進
 - ・活動や交流の場の整備 など
 - ・在宅支援の充実

活気あふれるまち

地域団体の支援や担い手の育成を通して、地域活動を活発にします。また、地理的条件を活かした企業誘致により産業の振興を図り、住民、企業を含めた垂井町全体が活気にあふれたまちを目指します。

- 地域活動が活発に行えるようにします。
 - ・行政への住民参画環境の整備
 - ・地域活動環境の整備 など
 - ・まちづくり基本条例の推進
- 企業が進出しやすくなるような環境整備を行います。
 - ・企業が進出しやすい基盤の整備
 - ・既存企業の育成
 - ・にぎわいのある商業の展開 など

快適なまち

災害発生時などに迅速な対応ができるように防災体制を構築し、地域が主体となった自主防災活動などを促進します。また、一方で、豊かな歴史と自然に囲まれた快適な住環境を目指します。

これらの取り組みにより、快適なまちづくりを進めます。

- 安全で快適に暮らせる住環境を整備します。
 - ・防犯・防災体制の向上
 - ・交通安全施設の整備
 - ・道路、公園、上下水道などの都市基盤の整備 など
- 豊かな自然環境を保全するとともに、歴史や自然を有効に活用した取り組みを行います。
 - ・自然環境の保全
 - ・観光資源の整備
 - ・ごみの減量化の推進
 - ・地産地消※の推進 など

※まちづくり基本条例：住民、各種団体・企業、行政が町政の基本原則を共有し、参加と協働を通して、まちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みを制度化するもので、町の「憲法」ともいえる条例。

※地産地消：地域で生産された農林水産物とそれを主たる原料とした加工品をその地域で消費すること。

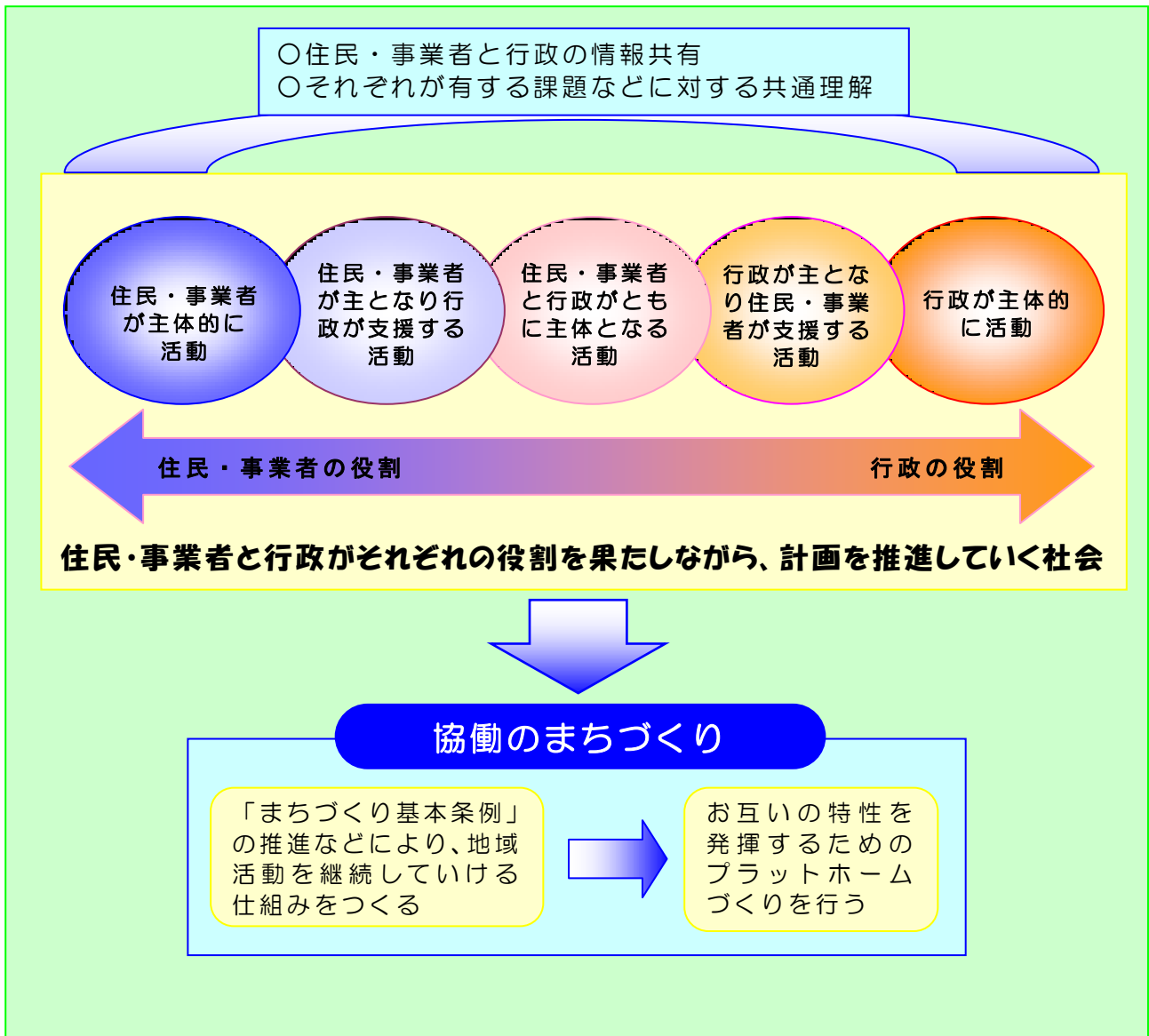
第3節 住民と行政の役割分担

限られた人材や財源を有効に活用し、将来像やまちづくりの目標を目指して、重点プロジェクトや施策を推進していくためには、住民・事業者と行政の役割を明確にし、それぞれが責任をもって役割を果たすことが必要となってきます。

住民・事業者と行政の役割には、5つの活動範囲が考えられ、その活動範囲に応じた役割を果たすことが重要です。

また、今後、協働のまちづくりを進めるにあたっては、住民・事業者と行政が緊密に連携を図り、お互いの特性を発揮するためのプラットフォーム※づくりを行うことが求められています。そのためには、まず、まちづくりの目標やルールを定めた「まちづくり基本条例」の推進などにより、地域活動を継続していける仕組みをつくる必要があります。

◆住民・事業者と行政との役割分担の考え方



※プラットフォーム：まちづくりにおいて、民間と行政の垣根を越えて、いろいろな人が知恵や意見を持ち寄る場。

基本計画

基本計画

第 1 章 基本計画の構成

基本構想で示された施策の大綱に基づき、まちづくりの柱ごとに、以下の内容を示しています。

■ 現状と課題

各分野に関連する垂井町の現状と課題を整理しています。また、その分野に関する垂井町の行政計画も示しています。

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

目標を達成するために実施する基本的な施策とその担当課、および目標達成に向けた行政と住民・事業者の役割について示しています。

また、目標の達成度を測るため、具体的な数値を用いた成果指標を設定しています。

➤ こんなまちを目指します（まちづくりの目標）

目標が達成された状態として、垂井町が目指すまちの姿を示しています。

➤ こんなことに取り組みます

目標を達成するために必要となる施策を示しています。また、施策推進にあたっては、「協働」の考え方に基づき、行政と住民・事業者の役割を示しています。

➤ 目標達成度を測る指標

目標の達成状況を定量的に評価するための適切な指標を設定し、計画策定時の初期値（平成 18 年度）を示すとともに、中間値（平成 24 年度、統計上他の年度の場合は（）書きで該当年度。）を入れています。なお、中間目標値（5 年後）、将来目標値（10 年後）は、原則として計画策定時（平成 19 年度）の目標値を入れています。従って、中間目標値と中間値（実績値）の比較が可能です。

なお、将来目標値については、今回の見直しにより、変更しているものもあります。

◆基本計画の見方

まちづくりの柱 1 安全・安心

1-1 交通安全

■ 現状と課題

- 幼児からお年寄りまで、それぞれの年代にあつた交通安全啓発活動を実施しており、交通事故数は年々減少しています。今後も、歩行者、運転者の事故防止、自転車の安全利用などについて、高齢者や幼児をはじめ、住民一人ひとりの交通安全意識をより一層向上させる必要があります。
- 交通安全団体や教育関係団体などとの連携を図りながら情報交換や街頭啓発などの各種事業を展開してきましたが、今後も引き続き、より効率的で効果的な事業を展開していく必要があります。
- 危険箇所に関する情報を共有するため、安全に関するマップづくりが望まれています。
- カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設は、危険箇所の調査または自治会からの要望などにより整備し、交通事故発生を抑制しています。今後も事故が発生しにくい安全な交通環境づくりの推進が求められています。

【関連計画】

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	交通ルールが守られ、県下で最も交通事故の少ないまちになっています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	交通ルール遵守の促進		企画調整課 学校教育課 健康福祉課	
	交通安全団体等との連携強化		企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○交通安全団体などと連携し、交通安全意識の定着を図ります。 ○歩行者、自転車および自動車が安全に通行できるように、交通安全施設を整備します。		○交通ルールを守り、交通事故にあわないようにします。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
交通事故発生件数(人身事故)	100件	78件	85件	75件
シートベルト着用率	運転席 97.9% 助手席 95.2%	-	99.0% 98.0%	-
交通安全教室などの開催依頼数	-	97回(H20)	-	-

※シートベルト着用率：《指標変更》根拠 調査が無くなったため廃止し、新たに「交通安全教室などの開催依頼数」を設定しました。

分野に関連する垂井町の現状と課題を示しています。

分野に係る垂井町の行政計画を示しています。

目標が達成された状態として、垂井町が目指すまちの姿を示しています。

目標を達成するために必要となる施策を示しています。

「協働」の考え方に基づき、行政と住民・事業者の役割を示しています。

計画策定時の初期値（平成 18 年度値）と中間値（平成 24 年度値）を入れています。

目標の達成状況を定量的に評価するための、中間目標値（5 年後）、将来目標値（10 年後）を設定しています。

◆ 柱別体系図

【将来像】

やさしさと活気あふれる
快適環境都市

【重点プロジェクト】

やさしさあふれるまち

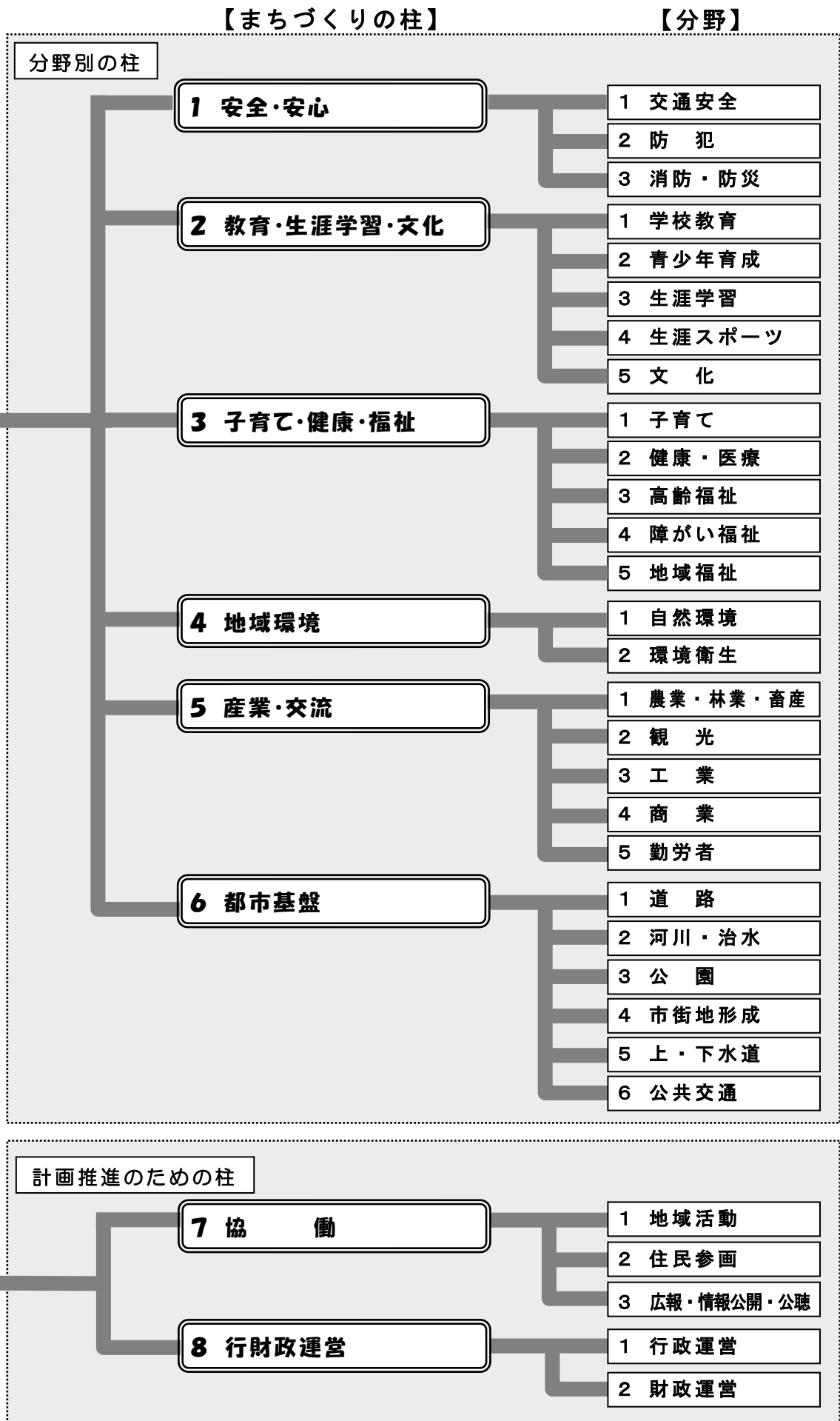
- 安心して子どもを産み、育てることができるようにします。
- 高齢者や障がい者が住み慣れた地域のなかで暮らせるようにします。

活気あふれるまち

- 地域活動が活発に行えるようにします。
- 企業が進出しやすくなるような環境整備を行います。

快適なまち

- 安全で快適に暮らせる住環境を整備します。
- 豊かな自然環境を保全するとともに、歴史や自然を有効に活用した取り組みを行います。



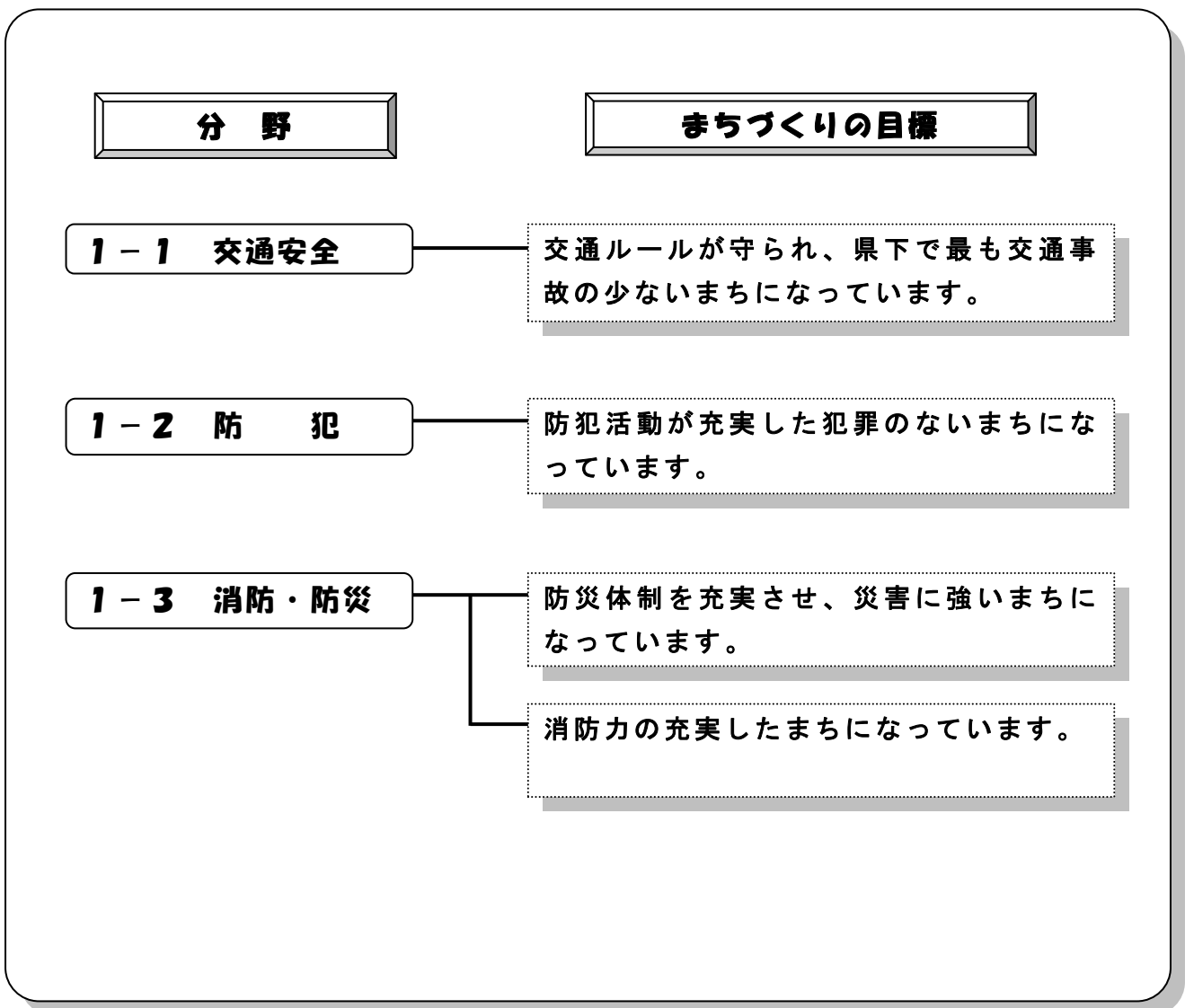
基本計画

第2章 分野別の柱

まちづくりの柱

第1節 安全・安心

【施策体系】



1 - 1 交通安全

■ 現状と課題

- 幼児からお年寄りまで、それぞれの年代にあった交通安全啓発活動を実施しており、交通事故数は年々減少しています。今後も、歩行者、運転者の事故防止、自転車の安全利用などについて、高齢者や幼児をはじめ、住民一人ひとりの交通安全意識をより一層向上させる必要があります。
- 交通安全団体や教育関係団体などとの連携を図りながら情報交換や街頭啓発などの各種事業を展開してきましたが、今後も引き続き、より効率的で効果的な事業を展開していく必要があります。
- 危険箇所に関する情報を共有するため、安全に関するマップづくりが望まれています。
- カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設は、危険箇所の調査または自治会からの要望などにより整備し、交通事故発生を抑制しています。今後も事故が発生しにくい安全な交通環境づくりの推進が求められています。

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	交通ルールが守られ、県下で最も交通事故の少ないまちになっています。				
こんなことに取り組みます	施策		担当課		
	交通ルール遵守の促進		企画調整課 学校教育課 健康福祉課		
	交通安全団体等との連携強化		企画調整課		
行政と住民・事業者の役割	交通安全施設の整備		企画調整課 建設課		
	行政の役割		住民・事業者の役割		
	○交通安全団体などと連携し、交通安全意識の定着を図ります。 ○歩行者、自転車および自動車 が安全に通行できるように、 交通安全施設を整備します。		○交通ルールを守り、交通事故 にあわないようにします。		
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値		
			H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	交通事故発生件数(人身事故)	100件	78件	85件	75件
	シートベルト着用率	運転席 97.9% 助手席 95.2%	—	99.0% 98.0%	—
交通安全教室などの 開催依頼数	—	97回(H23)	—		

※シートベルト着用率：《指標変更》根拠とした調査が無くなったため廃止し、新たに「交通安全教室などの開催依頼数」を設定しました。

1-2 防 犯

■現状と課題

- 全国的に子どもやお年寄りを対象にした犯罪の発生は、地域の安全を脅かしています。このため、警察、行政、学校および各見守り隊が相互の連携を密にし、全町的な情報の共有を図りながら、防犯に取り組んでいくことが必要となっています。
- 夜間において、歩行者などが安全に通行できるよう防犯灯の設置や管理を行っていますが、さらに安心して生活できる環境づくりのため、危険箇所の点検など自治会との連携を強化するとともに、防犯設備の充実に努める必要があります。
- 新卒の振り込め詐欺など詐欺行為が続発し、最近では若年層やお年寄りが特に犯罪にあうケースが増えています。県消費生活センターとも連携を図りながら、住民に対する的確で迅速な啓発活動を推進するとともに、相談窓口の設置などの体制を強化する必要があります。
- 災害被災者や犯罪被害者等の精神的、経済的負担の軽減を図るため、警察や地域と連携した支援が求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	防犯活動が充実した犯罪のないまちになっています。				
こんなことに取り組みます	施 策		担 当 課		
	自主防犯活動の促進		企画調整課 学校教育課		
	防犯施設の整備		企画調整課		
行政と住民・事業者の役割	消費生活の充実		企画調整課		
	行政の役割		住民・事業者の役割		
	○関係団体と連携し、防犯対策を充実します。 ○防犯設備を充実します。		○地域の人たちと連携し、犯罪を未然に防止する取り組みを行います。		
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値		
			H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	犯罪発生件数	484件	314件	450件	
	夜道の安全さなどの防犯に満足している住民の割合	31.4%	40.8%		
地域の防災、防犯のための活動に参加した住民の割合	14.0%	16.3%			

※犯罪発生件数：《目標値変更》既に、H29当初目標値400件を達成したため。

1 - 3 消防・防災

■現状と課題

- 東日本大震災や集中豪雨、台風などによる様々な災害の多発により、人々の災害に対する関心は高まっています。特に東日本大震災においては、広域的・長期的対応が必要となり、また、原子力災害も併発するなどの事象が発生したため、この震災を契機に国の防災基本計画、県の地域防災計画の見直しを踏まえ、町地域防災計画の見直しをはじめとした地域防災の総検証を行い、必要な対応を講じることが求められています。
- 平成 16 年度から自主防災組織※の組織化と育成を図っていますが、23 年度は 77.9% となっています。今後も引き続き、組織化率 100% に向けて組織化を促進する必要があります。
- 平成 16 年度から順次、防災資機材の整備充実を図ってきました。今後は、資機材を活用した訓練など、防災体制の強化を図ることが求められています。
- 地震などの自然災害の発生が危惧されているなか、災害時の緊急連絡体制の確立が必要となっています。
- 公共施設の耐震化については、順次計画を立て、耐震化に努めています。民間の建築物（特に住宅）については、耐震化が遅れているため、その促進を図る必要があります。
- 平成 24 年度の消防団員充足率は 100% ですが、人口減少や若者の流出などの影響により団員確保が難しくなっています。今後は、消防団員のいる事業所に対する顕彰なども検討する必要があります。

【関連計画】

垂井町地域防災計画
(平成 16 年度～)

救急出場件数の推移






単位: 件

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
火災	0	0	0	0	1	1	2	0	0	2	0	0
水難	0	1	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0
交通事故	121	115	132	129	101	114	95	115	95	92	97	96
労働災害	18	15	15	17	13	16	16	10	13	11	14	13
運動競技	4	3	6	2	1	5	5	3	2	4	5	4
一般負傷	100	114	114	131	136	121	129	145	124	120	119	140
加害	4	4	3	6	3	4	8	3	2	2	3	3
急病	426	452	567	552	642	603	598	553	551	589	708	632
その他	50	58	47	50	64	89	91	79	66	69	87	65
合計	723	762	884	887	961	953	945	909	853	891	1,033	953

(資料: 東消防署)

※自主防災組織：地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織。

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	防災体制を充実させ、災害に強いまちになっています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	防災体制の向上		企画調整課 建設課 不破消防組合	
	防災設備の充実		企画調整課 不破消防組合	
	建築物の耐震化の推進		企画調整課 建設課 関係各課	
	国・県と連携した原子力災害対策の検討		企画調整課 関係各課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○住民一人ひとりの防災意識を高めます。 ○公共施設の耐震化など災害に強いまちをつくります。		○地域ぐるみで災害に対する備えを進めます。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
自主防災組織の組織化率	17.6%	77.9% (H23)	80%	100%
公共施設の耐震化率 (指定避難所)	61%	79.7%	65%	
地震、火災など災害からの安全さに満足している住民の割合	56.6%	72.3%		
地域の防災、防犯のための活動に参加した住民の割合	14.0%	16.3%		

※自主防災組織の組織化率：《中間値》自主防災組織の自治会数 106 自治会 ÷ 全自治会数 136 自治会（平成 24 年 3 月末現在）

※公共施設の耐震化率（指定避難所）：《目標値変更》既に、H29 当初目標値 70%を達成したため。《中間値》耐震性がある棟数 63 棟 ÷ 全棟数 79 棟（平成 25 年 3 月末現在）

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	消防力の充実したまちになっています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	消防体制の充実		企画調整課 不破消防組合	
	消防設備の整備		企画調整課 不破消防組合	
行政と住民・事業者の役割	救急救助体制の充実		企画調整課 不破消防組合	
	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○防火意識の高揚を図りながら、住民の生命と財産を守る取り組みを行います。 ○防火設備の整備を推進します。		○地域の人たちが連携し、進んで火災予防に取り組みます。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
	消防団員の充足率	100%	100%	100%
火災発生件数	7件	6件	0件	0件

※消防団員の充足率：《中間値》定数 298 人

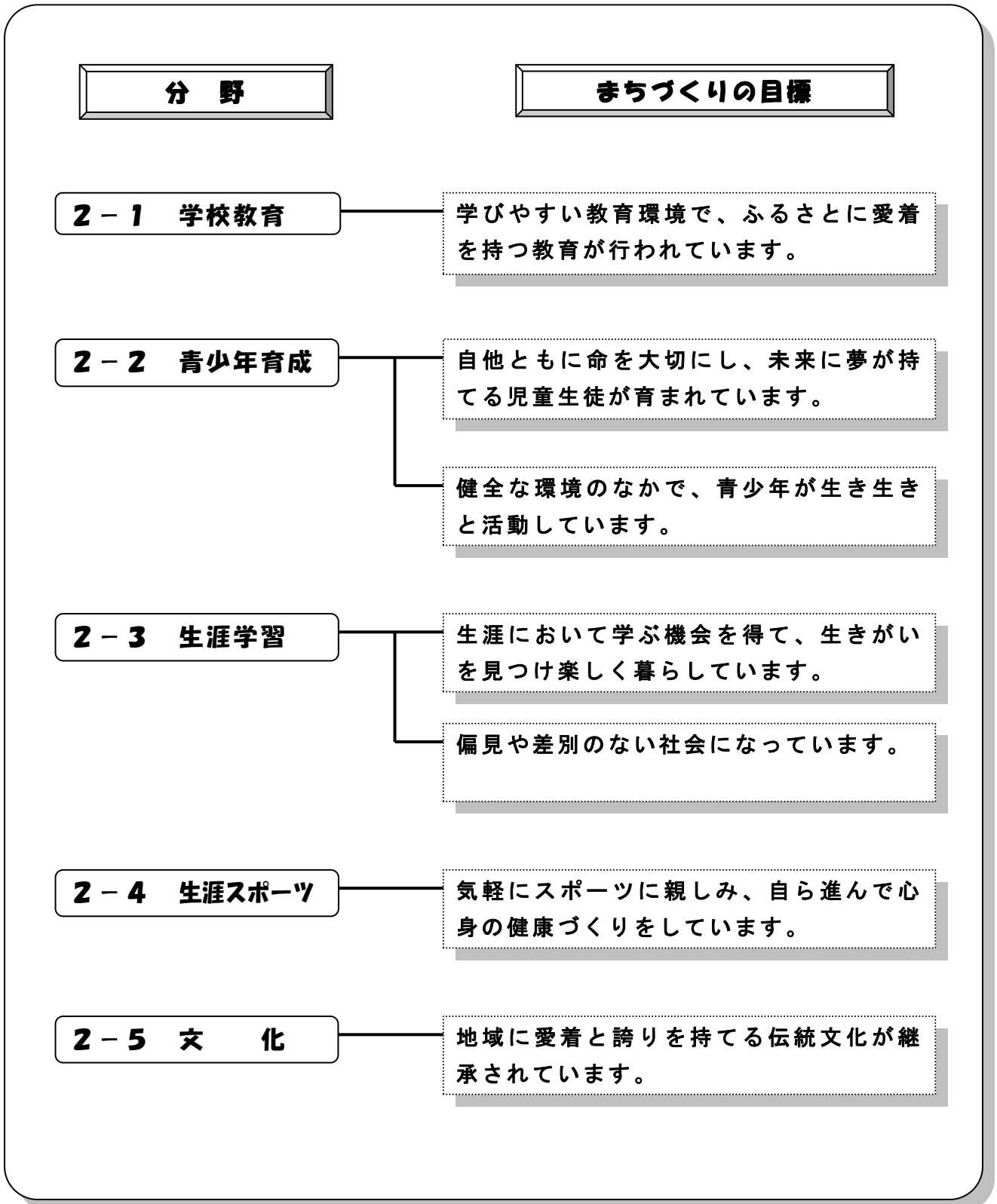


耐震工事を行った校舎

まちづくりの柱

第2節 教育・生涯学習・文化

【施策体系】







2-1 学校教育

■現状と課題

- 保護者や地域の信託にこたえ、子どもたちに学ぶ意欲と確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力、社会性や集団性を育む学校教育を推進していくことが求められています。
- 働く意欲や職業感の持てる教育を推進するとともに、夢を持った子どもたちを育む取り組みが必要です。
- 幼稚園・小学校においては、園児・児童が減少しています。そのようななか、地域の特性を活かした特色ある教育はさらに重要となっています。なお、小中学校においては、英語指導や、外国人児童生徒に対しての日本語指導、特別支援教育指導など、専門的知識や技能を持った指導者の確保が困難な状況となっています。
- すべての教育施設において、安全性を確保するとともに、心身の成長過程に必要な教育環境を整えることが求められています。
- 家庭、地域社会、学校、行政が連携し、命の大切さについての教育、心の教育、いじめ対策などを中心とした児童生徒へのカウンセリング※、教職員による教育相談の充実が必要となっています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	学びやすい教育環境で、ふるさとに愛着を持つ教育が行われています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	特色ある幼稚園や学校教育の推進		学校教育課	
	教育環境の整備		学校教育課	
	幼稚園と小学校と中学校の連携強化		学校教育課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○学びやすい教育環境を整備します。 ○時代のニーズに応える教育施策に取り組みます。		○積極的に学校活動に参加し、地域ぐるみで支援します。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
地域の伝統行事を教育課程に取り入れている時間数	63 時間	235 時間 (H23)		
小中学校の整備状況に満足している住民の割合	74.5%	80.4%		

※カウンセリング：専門家との話し合いを通じて、心理的な問題や悩みについて相談したり、助言を受けたりすること。

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	自他ともに命を大切にし、未来に夢が持てる 児童生徒が育まれています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	カウンセリングの充実		学校教育課	
	心の教育の充実		学校教育課	
	教職員の資質向上		学校教育課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○家庭、地域社会と連携し、 相談体制の充実を図ります。		○身近な人が相談相手になり ます。 ○学校と積極的に情報交換 を行います。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
	不登校児童、生徒の割 合	0.8%	1.0% (H23)	0.7%
スクールアドバイザー ※等の配置数	2人	1人	3人	4人

※スクールアドバイザー：幼稚園、小・中学校を対象に、不登校児童・生徒やその保護者のカウンセリング、また、教職員への指導・助言などを行う、豊富な経験と専門的な資格を持った相談員。

2-2 青少年育成

■現状と課題

- 近年、少子化、核家族化の進行により生活様式や意識が変化し、地域社会の人間関係も希薄化しています。このような中、青少年の社会的自立の遅れや地域でのふれあいや体験が不足していることに起因する凶悪事件やいじめ問題が多発し、また、インターネットや携帯電話の普及による情報化社会の進展に伴い、性や暴力に関する情報が氾濫するなど、青少年を取り巻く環境は悪化しています。
- また、青少年には生命を尊重する心や物を大切に作る心、我慢する心、相手を思いやる心など、心の豊かさや精神的なたくましさに欠ける傾向が見られ、心の教育の充実の必要性が重要な課題となってきています。
- 生活形態の相違や価値観の違いなどから、地域住民の意識の多様化が進み、従来からの地縁的で共同体的な関係が弱体化してきており、隣近所に無関心など、人間関係の希薄化も進んできています。
- 青少年のボランティア活動を奨励するとともに、家庭や団体活動において、青少年への積極的な関わりやコミュニケーションの充実が求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	健全な環境のなかで、青少年が生き生きと活動しています。				
こんなことに取り組みます	施策		担当課		
	青少年活動の支援		生涯学習課		
	青少年の活動環境の整備		生涯学習課		
行政と住民・事業者の役割	家庭教育力の向上		生涯学習課		
	行政の役割		住民・事業者の役割		
	○青少年が進んで活動に参加できる環境整備を行います。		○幅広い年齢層が地域活動に参加し、交流を深めます。		
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値		
			H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	毎朝家族と食事をしている児童、生徒の割合(家族のだれかと)	72.4%	71.3% (H23)	75%	80%
	青少年の補導件数(垂井署管轄内)	567件	236件		
子ども会など青少年育成活動やPTA活動に参加した住民の割合	16.4%	16.1%			

2-3 生涯学習

■現状と課題

- 人々の価値観やライフスタイルが多様化し、住民の生涯学習に対する意識や活動範囲は広範・多岐にわたるとともに、団塊の世代などに生涯学習への参加を促すため、幅広いニーズの把握が求められています。
- 町の公民館は、地域に根差した地域づくりに活発に取り組んできました。ところが、少子高齢化、地域防災など、新たな地域の課題も生まれてきています。公民館が行ってきた成果の土台にたち、公民館をコミュニティづくりの「核」となる施設として更に発展させ、新たな地域課題に行政と住民が協働し取り組み解決していくことが求められています。
- 余暇時間の増大や自己向上意欲の多様化に伴い、学習機会の充実とその活動を支えるボランティアの拡大が求められています。また、利用しやすい生涯学習施設の整備、推進体制の充実などが求められています。
- 近年、芸術や文化への関心が高まってきており、住民主体の生き生きとした芸術・文化活動が展開されています。
- 男女共同参画社会※の実現に向け、各種事業のなかでの意識の啓発、審議会などへの女性の積極的な参画が求められています。
- 今後もより一層、家庭、地域社会、学校において人権教育の展開が求められています。
- 中南米の日系人をはじめ、外国籍住民が増加することは、町の将来像に多様性をもたらすという意味で大きな可能性を見出すことができます。しかし、現時点では、多文化共生※を促進するためには、まだ十分な対応ができていないとは言い難い面があります。

【関連計画】

垂井町第2次男女共同参画プラン
 (平成25年度～平成34年度)
 垂井町人権施策推進指針
 (平成22年度～平成31年度)

生涯学習施設の利用延べ人数の状況

単位:人

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
中央公民館	大ホール関係	10,702	8,740	7,186	7,678	8,590	8,556	8,469
	会議室関係	17,028	15,524	14,736	13,588	14,675	15,173	14,686
文化会館	大ホール関係	29,830	32,701	32,373	29,700	29,171	31,614	27,398
	小ホール関係	11,130	12,176	10,968	12,446	13,853	14,117	12,022
	会議室関係	14,195	13,186	13,840	16,543	15,804	19,968	21,720
タルイピアセンター	図書館	152,502	145,807	136,581	136,827	141,199	148,120	142,796
	歴史民俗資料館	23,512	20,534	16,806	17,973	19,459	15,815	18,922
	歴史文献センター	431	354	448	767	842	327	341
朝倉運動公園	町民体育館	19,717	21,334	22,485	23,916	22,498	22,920	23,749
	野球場	7,654	7,857	8,180	10,212	9,269	6,809	3,064
	第1テニスコート	2,409	2,228	2,457	2,808	2,563	2,531	1,966
	第2テニスコート	4,519	4,299	4,243	2,096	2,764	2,554	2,477
	第3テニスコート	-	-	-	5,427	6,705	8,364	7,147
	体育センター	11,405	11,215	9,703	8,281	8,250	7,070	6,099
	町民プール	7,940	8,905	8,617	10,128	6,960	8,526	7,692
	多目的グラウンド	7,452	10,374	7,726	8,155	7,104	7,408	6,784
	自由広場	6,250	9,355	11,320	9,526	7,988	5,799	5,977
	集いの広場	3,071	1,138	1,473	1,332	1,335	1,524	2,080
スポーツグラウンド	5,217	6,628	6,929	7,587	3,876	5,673	3,774	
合計	334,964	332,355	316,071	324,990	322,905	332,868	317,163	

(資料:中央公民館、文化会館、タルイピアセンター、朝倉運動公園)

※男女共同参画社会:男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それにより男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
 ※多文化共生:国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

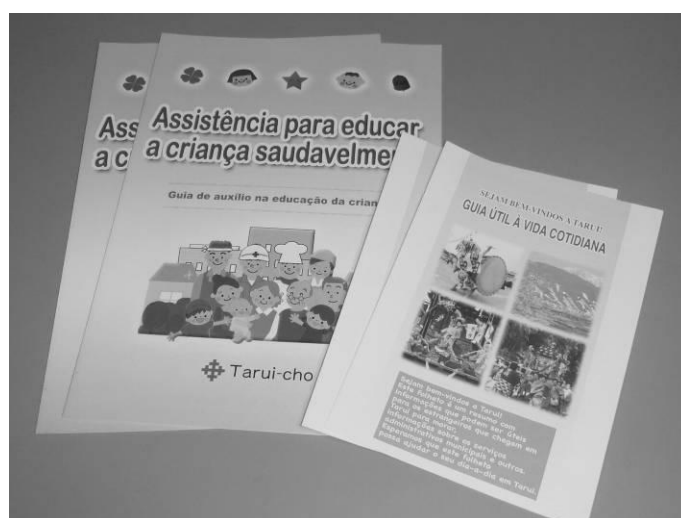
■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	生涯において学ぶ機会を得て、生きがいを見つけ楽しく暮らしています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	社会教育事業の充実		生涯学習課	
	社会教育施設の整備		生涯学習課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○ 利用しやすい生涯学習環境を整備します。		○ 1人1学習に積極的に取り組み、教養を高めます。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
学級や講座の参加者数	10,128人	11,714人 (H23)	11,000人	12,000人
社会教育施設(文化会館、タリイピアセンター図書館、中央公民館、各地区公民館)の利用者数	310,216人	303,438人 (H23)	320,000人	330,000人
タリイピアセンターの図書の貸し出し数	209,874冊	236,335冊 (H23)	220,000冊	240,000冊
学級や講座の講師登録者数	202人(H14)	226人 (H23)	230人	260人
趣味や教養を高める場所に満足している住民の割合	51.8%	55.2%		
スポーツクラブや文化サークルなどの活動に参加した住民の割合	15.9%	15.9%		

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	偏見や差別のない社会になっています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	男女共同参画社会の推進		企画調整課 生涯学習課	
	人権意識の高揚		健康福祉課 学校教育課 生涯学習課	
行政と住民・事業者の役割	多文化共生社会の推進		企画調整課 生涯学習課	
	行政の役割		住民・事業者の役割	
	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会の実現に向け啓発を推進します。 ○人権教育や地域への啓発を推進します。 ○在住外国人と地域住民が共生するための体制を整備します。 		<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や地域、企業それぞれの場でお互いの立場を尊重します。 ○地域活動など様々な活動に進んで参加し、人権の重要性を認識します。 ○在住外国人とコミュニケーションを図り、相互理解を深めます。 	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
審議会などへ参加している女性の割合	22.4%	29.7%	28%	30%
人権問題などの町民活動に参加した住民の割合	3.9%	2.4%	➡	➡

※審議会などへ参加している女性の割合：《中間値》女性委員数 108 人 ÷ 全委員数 364 人



外国語パンフレット

2-4 生涯スポーツ

■現状と課題

- スポーツ基本法の制定により、スポーツの推進が国家戦略として位置づけられ、今後益々スポーツ・レクリエーションの活性化が求められています。
- スポーツ人口が減少してきており、今後は、生涯スポーツ振興計画を踏まえたスポーツ事業の充実をはじめ、クラブ・団体・指導者などスポーツボランティアの育成、活用、情報提供など、体系的な施策の展開が必要となっています。また、「スポーツの町宣言」に沿ったさらなるスポーツの振興が必要となっています。
- 行政、体育協会、総合型スポーツクラブ「レッツ」など、スポーツ活動の推進に取り組んでいる関係団体の連携強化が求められています。
- ウォーキングなどの軽スポーツにより、健康・体力づくりを行えるような環境づくりが求められています。
- 朝倉運動公園などの一部のスポーツ施設で老朽化が進み、利用者ニーズの多様化に対応した施設の整備や管理が求められており、そのための財源確保や効率的な施設運営が必要となっています。






【関連計画】

垂井町生涯スポーツ振興計画
(平成 20 年度～平成 29 年度)



朝倉運動公園で開催された
ぎふ清流国体軟式野球競技
(平成 24 年 9 月 30 日～10 月 3 日)

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	気軽にスポーツに親しみ、自ら進んで心身の健康づくりをしています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	スポーツ活動の推進		生涯学習課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。		○1人1スポーツに取り組み、健康づくりに励みます。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
スポーツ少年団の加入率	25.3%	22.3%	27%	28%
体育施設(南体育館、北部グラウンド、各小中学校の体育館・グラウンド、朝倉運動公園)の利用者数	173,089人	191,276人 (H23)	180,000人	
グラウンドや体育館などのスポーツ施設に満足している住民の割合	61.4%	66.3%		
スポーツクラブや文化サークルなどの活動に参加した住民の割合	15.9%	15.9%		

※スポーツ少年団の加入率：《中間値》加入数 379人 ÷ 児童数 1,697人





※体育施設の利用者数：《目標値変更》既に、H29当初目標値 183,000人を達成したため。

2-5 文化

■現状と課題

- 今日では経済的な物の豊かさ以上に、こころの豊かさを人々は求めています。
- 芸術や文化には楽しさや感動、精神的なやすらぎを感じさせ、人生を豊かにする働きがあり、現在では、町内においてさまざまな活動が行われています。
- 伝統行事への参加者や伝承芸能の担い手が固定化・減少化しており、住民の意向に即した活動や後継者の育成支援が必要となっています。
- 史跡や文化財の保存、また、景観整備を進めるため、古い建物の調査やボランティアなどによる住民協働型の施策展開を図っていくことが必要となっています。
- 垂井町の様々な歴史や文化を紹介する企画展の開催や新たな文化財冊子の発行などが求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	地域に愛着と誇りを持てる伝統文化が継承されています。				
こんなことに取り組みます	施策		担当課		
	郷土芸能の継承		生涯学習課 産業課		
	文化財の保存と活用		生涯学習課 産業課		
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割		
	○文化財の整備と継承活動を支援します。		○伝統文化の保存や継承活動に参加し、愛着と誇りを持ちます。		
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値		
			H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	タリイピアセンター 歴史民俗資料館、歴史 文献センターの入場 者数	20,888人	18,922人 (H23)	22,000人	23,000人
	文化財など歴史的資源の保護、保存状況に満足している住民の割合	70.5%	73.1%		
地域の祭り、伝統芸能などの保存継承活動に参加した住民の割合	23.1%	21.7%			

第3節 子育て・健康・福祉

【施策体系】

分野

まちづくりの目標

3-1 子育て

安心して子どもを産み、育てられるまち
になっています。

3-2 健康・医療

みんなが健康に暮らし、適切な医療を受
けることができます。

3-3 高齢福祉

高齢者が生きがいを持ち、安心して生活
しています。

3-4 障がい福祉

障がい者が自立し、地域住民とともに生
活しています。

3-5 地域福祉

地域で支えあい、誰もが安心して生活し
ています。

3-1 子育て

■現状と課題

- 就業構造の変化により女性の社会参画が進み、共働き世帯が増加しています。このため、子育て家庭の多様なニーズに応えるため、幼保一元化の推進など、子育て支援サービスの充実が求められています。
- 家庭で代々受け継がれてきた知識やルールは、少子化や核家族化の進行、また、隣近所など地域のなかでの助け合いの意識が軽薄化しており、地域で子どもを見守る体制の構築が求められています。
- 子どもを産み育てることに関する不安や悩みを抱える親が増加していることから、男性の育児参加に対する支援など、親への支援を含めた子育て環境の整備や、安心して子どもが産める環境の整備が求められています。
- 児童虐待の事件や事故が発生しないよう、子育ての悩みを気軽に相談できる窓口の設置や事件を未然に防ぐため、地域と行政機関などのさらなるネットワークの構築が必要となっています。

【関連計画】

垂井町子育てスマイルプラン
(平成22年度～平成26年度)

保育所の推移

	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
公立保育所 (箇所)	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
私立保育所 (箇所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
保育所定員 (人)	740	690	670	740	855	855	865	875	850	850
入所園児数 (人)	631	557	580	655	742	733	726	761	736	709
専任職員数 (人)	46	56	66	88	99	97	101	105	105	115

注)各年4月1日現在

(資料:健康福祉課)

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	安心して子どもを産み、育てられるまちになっています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	働く親の支援		健康福祉課	
	子育て環境の整備		健康福祉課	
	幼保一元化等の推進		健康福祉課 学校教育課	
	虐待防止体制の整備		健康福祉課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○保育サービスの充実を図り、子育て支援の環境づくりを行います。		○愛情をもって子育てを行います。 ○地域みんなで子育てを支援します。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
	子育て支援センターの利用者数	13,838人	15,666人 (H23)	15,000人
保育園、幼稚園の整備状況に満足している住民の割合	72.8%	74.3%	➔	➔



幼保一元化施設「垂井東こども園」
(平成25年4月開園)

3-2 健康・医療

■現状と課題

- 住民ニーズに即した各種健康講座の見直しや、専門家を招いた指導体制の充実を図るなど、健康増進を目的とした事業が求められています。
- 「食」の大切さに対する意識が希薄化するなかで、安全で栄養面でのバランスがとれた食事をする習慣を身につけることが必要となっています。
- 早期発見、早期治療を目的に各種健（検）診の充実を図ることにより、健（検）診の必要性を促し、疾病予防対策を推進するとともに、医療費を下げることが求められています。
- 福祉医療の充実が図られるなかで、いつでも、どこでも、安心した地域医療が受けられるような体制づくりが求められています。
- 自殺の主な要因とも言われているうつ病は、こころの病気の代表的なものとされ、うつ病に対する早期対応が求められています。
- 医療技術の進歩や急速な高齢化などによる医療費の増大、相互扶助の意識の変化による保険税徴収率の低下など、国民健康保険の健全で安定した運営が課題となっています。

【関連計画】

健康日本21 たるい計画
（平成23年度～平成27年度）
特定健康診査等実施計画
（平成25年度～平成29年度）

町内医療施設の推移

	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
病院総数（箇所）	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
病床数（床）	599	599	512	507	507	592	592	592	592	589
診療所総数（箇所）	13	12	12	14	16	15	14	14	14	14
無床施設数（箇所）	12	11	10	13	15	14	14	14	14	14
歯科診療所数（箇所）	7	8	10	10	11	11	11	11	11	11
医師数（人）	23	23	28	29	24	35	37	37	37	37
歯科医師数（人）	8	8	11	12	14	17	16	16	17	17

（資料：西濃地域の公衆衛生）

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	みんなが健康に暮らし、適切な医療を受けることができます。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	健康づくりの推進		健康福祉課 生涯学習課	
	食育※の推進		健康福祉課 産業課 学校教育課 生涯学習課	
	疾病予防対策の推進		健康福祉課 住民課	
	地域医療体制の充実		健康福祉課	
	国民健康保険の健全運営の推進		住民課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○健康づくり事業を推進し、健康増進を図ります。 ○医療機関と連携し、医療体制を充実します。		○健康に関する意識を高め、進んで健康づくりに取り組みます。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
国民健康保険加入者 (老人除く) 1人当たりの医療費 (療養諸費用額)	261,370円	327,993円 (H23)	260,000円	
住民検診などの保健事業に満足している住民の割合	76.0%	85.2%		
病気になったときの医療体制に満足している住民の割合	55.2%	66.6%		

※国民健康保険加入者1人当たりの医療費：《目標値変更》高齢化などにより、医療費の増加が続き中間目標を達成できなかったため、広報による周知、健診の受診勧奨などにより、中間実績より減少に向けて取り組みます。

※食育：食育（しょくいく）とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

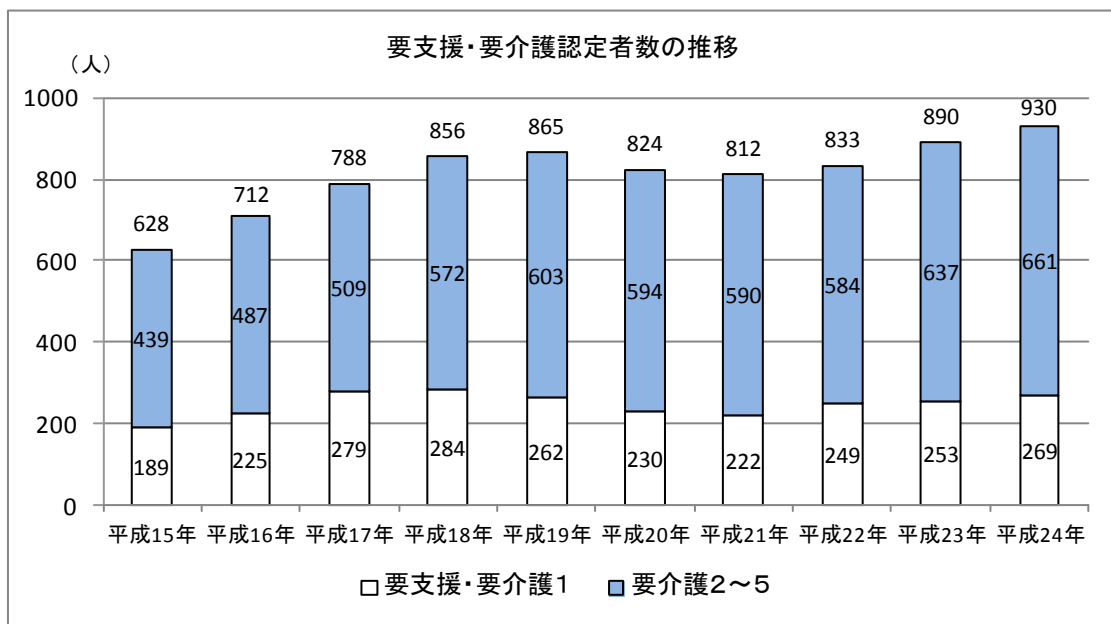
3-3 高齢福祉

■現状と課題

- 年々、高齢化が進行しており、介護や支援を必要とする高齢者の増加、認知症高齢者の増加、介護の重度化や核家族化に伴う家族介護力の低下などがみられます。また、老老介護※の増加が懸念されています。このため、ヘルパーなどの適切な利用により、必要な人に必要な支援が届くよう、計画的な人材確保を行うことが求められています。
- 要介護者は年々増え続けています。介護予防事業の推進、利用を促進することにより、高齢者の健康維持、体力づくりに努め、要介護者にならないような支援を行うことが必要となっています。
- 豊富な知識や人生経験を活かせるよう、生きがい活動や働く場の提供が必要となっています。

【関連計画】

第5期いきがい長寿やすらぎプラン21
(平成24年度～平成26年度)



注) 各年4月末現在

(資料: 健康福祉課)

※老老介護: 家庭の事情などにより、高齢者が高齢者の介護をすること。

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	高齢者が生きがいを持ち、安心して生活しています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	生きがい対策の推進		健康福祉課	
	在宅支援の充実		健康福祉課	
行政と住民・事業者の役割	介護保険の健全運営の推進		健康福祉課	
	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備します。		○健康を維持し、元気に進んで社会参加をします。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
いきいきふれあいサロンの利用者数	2,055人	4,524人 (H23)	3,000人	
高齢者人口における要介護者の割合	14.7%	13.3%	14.5%	14.0%
老人福祉センターの利用者数	20,892人	17,569人 (H23)	21,500人	21,500人
高齢者や障がい者の福祉対策に満足している住民の割合	52.9%	59.3%		

※いきいきふれあいサロンの利用者数：《目標値変更》既に、H29当初目標値3,700人を達成したため。

※高齢者人口における要介護者の割合：《中間値》要支援以上の人数906人 ÷ 65歳以上の人数6,812人（平成24年4月1日現在）

※老人福祉センターの利用者数：《目標値変更》近隣市町施設の整備、充実により、利用者が減少傾向にあり中間目標を達成できなかったため、施設の整備、有効活用の検討などを行い、利用者増に取り組みます。

3-4 障がい福祉

■現状と課題

- 国においては、障がい者に係る制度改革が進められ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が平成25年4月に施行され、障がい者福祉施策は新たな展開を迎えようとしています。
- 障がい者が地域で生き生きと生活できるよう、活動の場、就労の場、交流の場を確保することが必要となっています。また、地域で生活する障がいのある人に必要な情報と的確なサービスが提供できるよう、相談・支援体制の充実が必要となっています。
- 在宅生活の支援、介護者の支援の観点から、適切なホームヘルプの利用促進、一時支援の確保が必要となっています。

【関連計画】

- 第2次垂井町障がい者計画
(平成24年度～平成28年度)
- 第3期垂井町障がい福祉計画
(平成24年度～平成26年度)

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	障がい者が自立し、地域住民とともに生活しています。				
こんなことに取り組みます	施策		担当課		
	活動や交流の場の整備		健康福祉課		
	就労支援		健康福祉課		
行政と住民・事業者の役割	在宅支援の充実		健康福祉課		
	行政の役割		住民・事業者の役割		
	○自立を支援し、社会の一員として地域で生活できるよう環境を整備します。		○進んで社会参加し、自立に努めます。 ○障がい者が積極的に社会参加できるよう協力します。		
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値		
			H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	日中活動(通所施設など)利用者数	29人	76人(H23)	75人	→
	日中一時支援利用者数	5人	21人(H23)	15人	30人
相談支援事業利用者数	531人	917人(H23)	→	→	

※日中活動利用者数：《目標値変更》H29当初目標値80人をH24で達成見込であるため。

3-5 地域福祉



■現状と課題

- 近年の厳しい社会経済情勢により、全ての年齢層において生活不安の増大や孤立化が進み、孤独死や虐待、ひきこもり、自殺などが社会問題となっています。
- このような中、ますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、現在の福祉制度やサービスだけでは十分に対応できなくなっています。
- 核家族化や少子高齢化などの家庭状況の変化によって、社会福祉に対する人々の意識は大きく変化しており、住民が主体的に地域社会の課題（ニーズ）に関わり、行政や住民、各種団体・機関と協働しながら、福祉コミュニティを構築する必要があります。
- 垂井町における福祉ボランティア登録団体数は、平成20年度以降横ばいとなっています。このため、ボランティアセンターなどの活動拠点を整備するなど、活動支援を行うことが必要となっています。
- 行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員などとの連携強化を図るとともに、必要な情報と的確なサービスが提供できるよう、福祉ネットワークづくりとしての総合福祉施設の整備が必要となっています。
- 高齢者、障がい者のみならず、誰もが安心して地域で生活できるよう、道路、公共施設などにおけるバリアフリー化の推進が必要となっています。

【関連計画】

垂井町地域福祉計画
(平成21年度～平成25年度)

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	地域で支えあい、誰もが安心して生活しています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	地域福祉活動の活性化		健康福祉課	
	バリアフリー化の推進		健康福祉課 建設課 関係各課	
	総合福祉施設の整備		健康福祉課	
	総合的な相談体制の整備		健康福祉課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○福祉意識の高揚に努め、地域で支えあえる環境を整備します。		○地域での連帯意識を高め、支えあえる地域をつくります。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
	福祉ボランティアの登録者数	305人	348人 (H23)	400人
福祉などのボランティア活動に参加した住民の割合	10.6%	7.4%		

まちづくりの柱

第4節 地域環境

【施策体系】

分野

まちづくりの目標

4-1 自然環境

おいしい水や空気に恵まれ、豊かな自然が継承されています。

4-2 環境衛生

環境に配慮した意識が定着し、循環型社会になっています。

4 - 1 自然環境

■現状と課題

- 温暖化など地球規模での環境問題が深刻化するなか、CO₂削減として、自然エネルギーの活用など環境に対する取り組みを通して、住民の意識改革を促すことが求められています。
- 水と緑に恵まれた豊かな自然は垂井町にとって貴重な財産です。この財産を最大限に活かしながら、ハリヨやホテルなどとふれあう機会や場の積極的な拡充が必要となっています。
- 自然環境の適切な把握・保全に努め、学習活動の促進など、豊かな自然を継承するための共通理解を高めることが求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	おいしい水や空気に恵まれ、豊かな自然が継承されています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	自然環境の保全		住民課 産業課 生涯学習課	
行政と住民・事業者の役割	緑化の推進		建設課 産業課	
	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○環境教育を推進し、住民意識の高揚を図ります。 ○豊かな自然環境を保全し、環境負荷が少なくなる取り組みを行います。		○自然環境への意識を高め、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図ります。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
川の水や空気がきれいなことに満足している住民の割合	78.8%	88.5%		
地域の清掃、美化などの活動に参加した住民の割合	46.5%	51.8%		

4 - 2 環境衛生

■現状と課題

- ごみの細分化による分別を推進し、自然との共生と循環型社会の構築を目指すため、3R〈リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）〉などの取り組みが必要となっています。
- ごみ問題は私たちの日常生活に起因するものです。環境に対する問題意識を高め、地域ぐるみによる環境保全運動の体制づくりが不可欠となっています。
- 清潔で美しい環境を形成するため、住民の理解と協力を求めながら生活雑排水による河川の水質汚濁を防止し、快適な生活環境の向上に努める必要があります。
- 一般廃棄物処理施設の処理量が年々増加傾向にあり、最終処分場も含め処理能力にも限界があることから、今後の対応策の検討が必要となっています。



リサイクル施設「エコドーム」
(平成 24 年 12 月利用開始)

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	環境に配慮した意識が定着し、循環型社会になっています。				
こんなことに取り組みます	施策		担当課		
	ごみの減量化の推進		住民課		
	不法投棄の防止		住民課		
	環境汚染の未然防止		住民課		
	生活環境の向上		住民課		
	衛生施設の整備		住民課		
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割		
	○ごみの減量化に取り組み、リサイクル社会の構築を目指します。		○環境問題を意識します。 ○資源ごみのリサイクルに取り組みます。		
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値		
			H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	住民1人当たりの可燃、不燃ごみ排出量(1日)	850g	766g(H23)	800g	—
	住民1人当たりのごみ総排出量(1日)	1,069g	898g(H23)	—	750g
	ごみのリサイクル率	18.10%	18.36% (H23)	—	25%
	大気(ダイオキシン類)測定値 (ゴミ焼却施設) ※国基準 5ng-TEQ/m ³	0.12ng-TEQ/m ³	0.074 ng-TEQ/m ³	0.12ng-TEQ/m ³	0.12ng-TEQ/m ³
	河川のBOD※測定値 (10箇所平均値)	1.40mg/L	0.90mg/L		
ごみ、し尿の収集状況に満足している住民の割合	74.0%	80.0%			

※住民1人当たりの可燃、不燃ごみ排出量：《指標変更》他市町村との比較に適さないため廃止し、新たに「住民1人当たりのごみ総排出量(1日)」を設定しました。

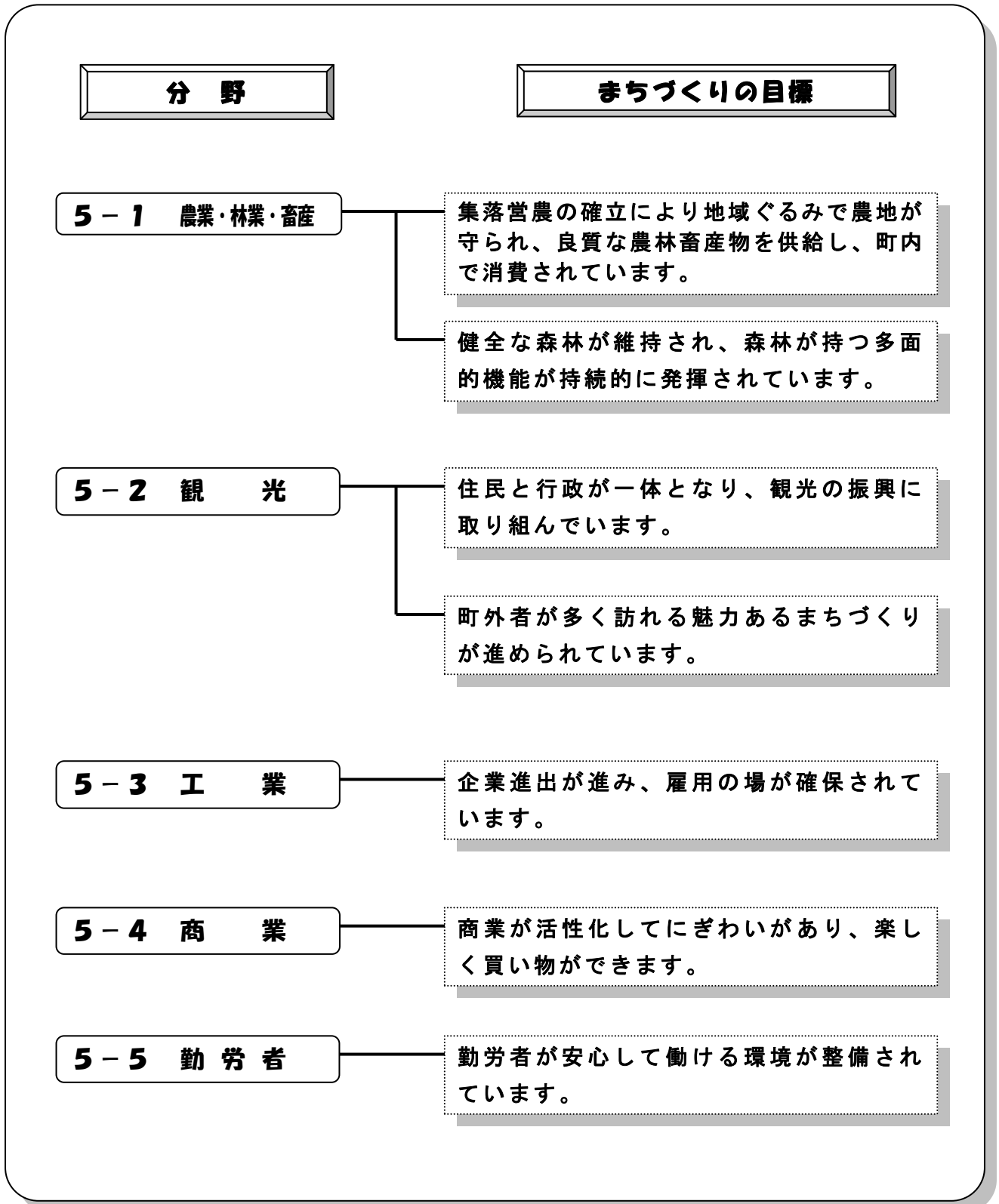
※住民1人当たりのごみ総排出量(1日)：《中間値》ごみ総排出量 8,999t ÷ 総人口(人口動態統計調査結果 岐阜県統計課調べ) 27,375人 ÷ 366日

※ごみのリサイクル率：《計算方法変更》他市町村との比較に適さないため。《中間値》(直接資源化量 336t + 中間処理後再生利用量 137t + 集団回収量 1,180t) ÷ (直接焼却量 6,882t + 直接最終処分量 0t + 焼却以外の中間処理量 603t + 直接資源化量 336t + 集団回収量 1,180t) × 100

※BOD：Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。水中に含まれる有機性物質が、微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量。この数値が大きいほど汚れの程度が高くなる。

第5節 産業・交流

【施策体系】



5-1 農業・林業・畜産

■現状と課題

- 農業産出額は、長引く経済不況の影響等による農産物価格の低下などにより減少傾向にあります。一方、最近の消費者の農産物や食料品に対するニーズは、安全・安心はもちろんのこと、低価格志向、良食味、新鮮さ、機能性などますます多様化しており、それらに的確に対応することが求められています。
- 農業者の高齢化が進み、担い手の確保が重要な課題となっており、地域が主体となり地域の農地を守れるような体制を確保することが求められています。
- 担い手を育成、確保するため、計画的な作付け、機械整備などによる安定した農業経営を目指し、経営感覚を備えた収益性の高い農業を推進することが必要となっています。
- 農業に取り組みやすい環境を整備し、農地の収益性を確保するため、既存の農業施設を適切に保全し、効率的な基盤づくりを進めることが求められています。
- 良質（安全・安心）で安定した町内農林畜産物の生産供給基盤の整備を進めるため、地産地消を推進することが求められています。
- 自然涵養や防災面などから、適切な森林整備を行うことが求められています。

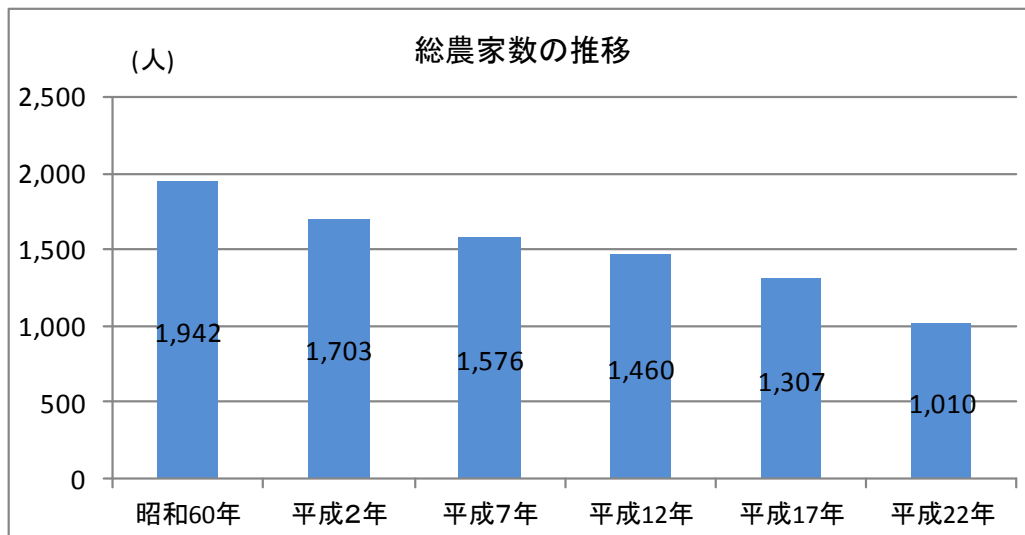
【関連計画】

垂井農業振興地域整備計画

（平成24年度～）


農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

（平成22年度～平成32年度）



（資料：農林業センサス）

■ 目標達成に必要な施策と成果指標


こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	集落営農の確立により地域ぐるみで農地が守られ、良質な農林畜産物を供給し、町内で消費されています。				
こんなことに取り組みます	施策		担当課		
	担い手の育成		産業課		
	高収益農業の推進		産業課		
	農業の基盤づくり		産業課		
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割		
	○農業に取り組みやすい環境を整備します。		○地域農業に関心を持ち、積極的に農業に取り組みます。		
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値		
			H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	担い手への土地利用集積率	34.1%	54.1% (H23)	59%	85%
	農業生産法人数	4団体	7団体	9団体	
学校給食の地元食材活用率	3.6%	6.7% (H23)	10%	15%	

※担い手への土地利用集積率：《中間値》担い手への集積面積 489ha ÷ 町内水田面積 904ha

※農業生産法人数：《目標値変更》広域化も含め法人化に向けた指導をしていくため。

※学校給食の地元食材活用率：《中間値》町内食材活用量 3,429kg ÷ 全体量 51,416kg

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	健全な森林が維持され、森林が持つ多面的機能が持続的に発揮されています。				
こんなことに取り組みます	施策		担当課		
	適正な森林の整備		産業課		
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割		
	○計画的な森林整備を進めます。		○造林事業（間伐、枝打ち、下刈り、植林など）、治山事業に伴う保安林指定の推進や制度への理解を深め、進んで山に関わりを持ちます。		
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値		
			H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	保安林※面積	238ha (H16)	299ha (H23)	300ha	360ha
	間伐事業面積（18年度からの累積）	30ha	433ha (H23)	200ha	

※間伐事業面積：《目標値変更》既に H29 当初目標値 400ha を達成したため。



※保安林：水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。

5-2 観光

■現状と課題

- 近年、国の観光立国推進基本計画の策定など、観光立国の実現による産業及び地域の活性化が期待されています。
- より多くの観光客を呼び込むため、垂井町内に点在する観光資源や案内板の整備、修景事業、および観光イベントの振興などが求められています。
- 住民が垂井町内の観光資源を理解するとともに、意識の向上を図るための研修会などの開催が求められています。
- 垂井町の観光をPRする手段の開発を進める必要があります。
- 町内の観光資源について、近隣市町の観光資源と連携を図り、広域的な視点で考える必要があります。
- 豊かな自然・歴史・文化資源を活用したレクリエーション施設、保養施設や、新たな集客交流拠点の整備を進める必要があります。
- 地域外からの情報や来訪者の増大は、地域の活性化の重要な要素となっています。今日、近隣市町との連携など様々な交流事業が行われていますが、さらなる交流促進が求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	住民と行政が一体となり、観光の振興に取り組んでいます。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	推進体制の充実		産業課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○観光関係機関との連携強化を図ります。		○地域のことを知り積極的に観光振興に取り組めます。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
観光案内などのボランティア活動に参加した住民の割合	2.3%	1.7%		

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	町外者が多く訪れる魅力あるまちづくりが進められています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	観光情報の発信強化		産業課	
	観光資源の整備		産業課	
	交流事業の促進		産業課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○計画的に観光資源の整備を推進します。 ○積極的に観光情報を発信します。		○計画段階から進んで観光資源の宣伝や整備に参画します。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
	観光客入込客数	512,954人	485,026人 (H23)	550,000人
ホームページの観光ガイドへのアクセス数(月平均)	898件	1,899件 (H23)	2,000件	5,000件



相川の鯉のぼりと桜並木

5-3 工業

■現状と課題

- 企業誘致は、地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るうえで有効な手段であり、より一層推進していく必要がありますが、国内外では工場の再編統合や海外への生産拠点の移設など、製造業系企業の誘致環境は厳しさを増しています。
- 一方、国の「新成長戦略」における「環境・エネルギー分野」をはじめとする成長産業分野の開拓など、企業誘致に大きな変化をもたらす動きもでてきています。
- こうした中で、企業誘致や町内企業の育成を推進するための制度の整備が求められています。
- 恵まれた地理的条件などを活かし、企業誘致のための工業団地の確保や高速道路につながる道路などの基盤整備が求められています。
- 平成22年工業統計調査※結果によると、垂井町の製造品出荷額等は県下で15位となっています。

工業(事業所数、従業者数、製造品出荷額等)の推移

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (億円)
平成2年	168	5,836	1,607
平成3年	173	5,803	1,651
平成4年	167	5,762	1,549
平成5年	159	5,444	1,418
平成6年	153	5,070	1,331
平成7年	149	5,057	1,385
平成8年	148	5,047	1,338
平成9年	138	5,002	1,342
平成10年	147	5,111	1,266
平成11年	144	4,925	1,194
平成12年	144	4,762	1,137
平成13年	139	4,494	1,053
平成14年	131	4,346	983
平成15年	125	4,067	954
平成16年	110	3,948	1,010
平成17年	109	3,981	1,098
平成18年	104	4,104	1,199
平成19年	112	4,843	1,331
平成20年	112	4,362	1,245
平成21年	107	3,829	944
平成22年	100	4,302	1,009

(資料:工業統計調査(従業者4人以上事業所))

※工業統計調査:全国の製造業を営む事業所の1年間の生産活動に伴う製造品出荷額、原材料使用額等を調査し、産業別、規模別、地域別に製造業の実態を明らかにすることを目的として実施する調査。

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

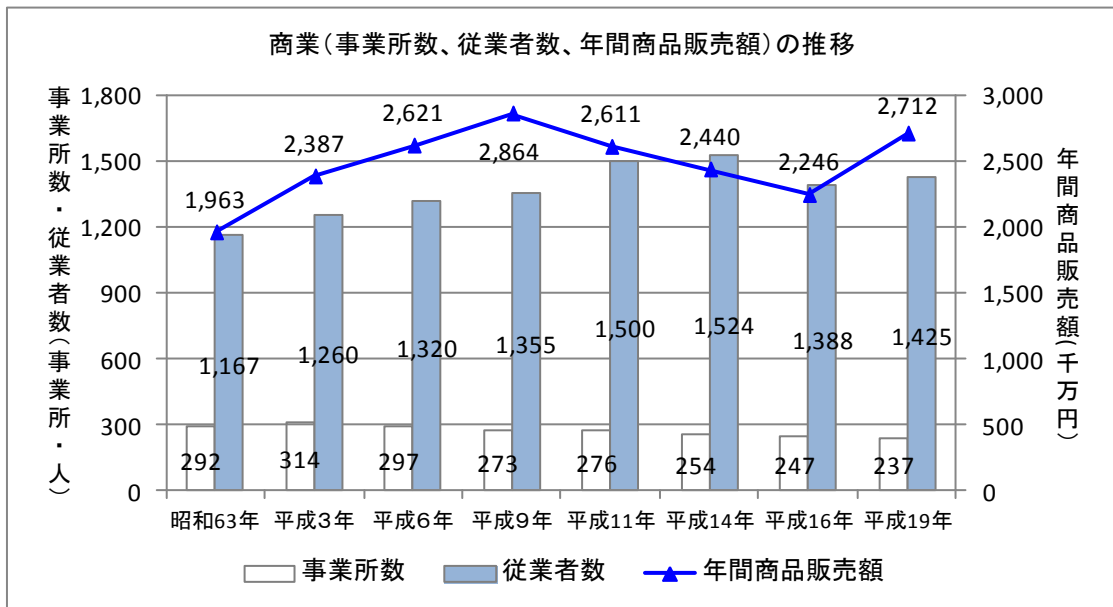
こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	企業進出が進み、雇用の場が確保されています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	企業が進出しやすい基盤の整備		建設課 産業課	
	既存企業の育成		産業課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○企業にとって魅力ある環境を整備します。		○事業者は、地元雇用の拡大を図ります。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
	製造品出荷額等(工業統計調査)	1,199億円	1,009億円 (H22)	1,300億円
企業誘致数	0件	0件	3件	3件

※企業誘致件数：《目標値変更》農地に係る規制強化などにより中間目標を達成できなかったため、引き続き関係機関との協議や企業へのPRを行い、早期誘致に向け取り組みます。

5-4 商業

■現状と課題

- 近年の市場環境は、人口減少等による国内市場の縮小がもたらす売上減少、消費者志向の変化、流通の多様化、安価な海外品の流入や取引のグローバル化など激しい競争環境にあります。
- 市場で消費者に選ばれる商品を開発・販売するため、市場の動向を把握、分析し、事業者、生産者に結果を還元しながら、自立する商業を育成する必要があります。
- また、牽引役となる商品のブランド化と情報発信、今後、伸長が期待できるインターネット取引や共同購入、カタログ販売を取り入れるなど、厳しさを増している商業環境を克服するために、商工会を中心として、商店個々の経営の近代化、サービスの向上、魅力のある商店街、商業施設の整備等を行うことが求められています。
- 地域内ですべてのものが購入できるような、消費者の立場に立った店づくりが求められています。
- 商業後継者を育成していく環境づくりが必要となっています。



(資料：商業統計調査)

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	商業が活性化してにぎわいがあり、楽しく買い物ができます。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	にぎわいのある商業の展開		産業課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○商工会と連携して魅力と活力ある店舗づくりを進めます。		○地域に愛される商業活動を展開します。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
年間商品販売額(商業統計調査※)	2,246千万円 (H16)	—	3,000千万円	4,000千万円
日常の買い物の便利さに満足している住民の割合	58.6%	70.9%	➡	➡



商工会事業への支援

※商業統計調査：我が国の商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施する調査。

5-5 勤労者

■現状と課題

- 近年の原材料の値上がりや円高不況により、経営環境・消費動向の悪化が進むとともに、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。
- 高齢者や障がい者、外国人、子育てをしている女性など、誰もが平等で、健康的に働くことのできる環境づくりが求められています。
- 特に近年、外国人の勤労者が増加してきており、多様な就業形態に対応できる労働環境の整備が求められています。
- 働く意欲のある高齢者や若者などに対する情報提供や相談窓口の設置などにより、雇用の安定を図ることが必要となっています。

労働力状態別15歳以上人口、労働力率、完全失業率

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15歳以上人口総数(人)	24,005	24,558	24,702	24,289
労働力人口(人)	15,386	15,448	15,308	14,504
労働力率(%)	64.1	62.9	62.0	59.7
就業者(人)	14,879	14,859	14,550	13,695
完全失業者(人)	507	589	758	809
完全失業率(%)	3.3	3.8	5.0	5.6
非労働力人口(人)	8,615	9,105	9,326	9,582

注)15歳以上人口総数には、労働力状態「不詳」を含む。

(資料:国勢調査)

■目標達成に必要な施策と成果指標

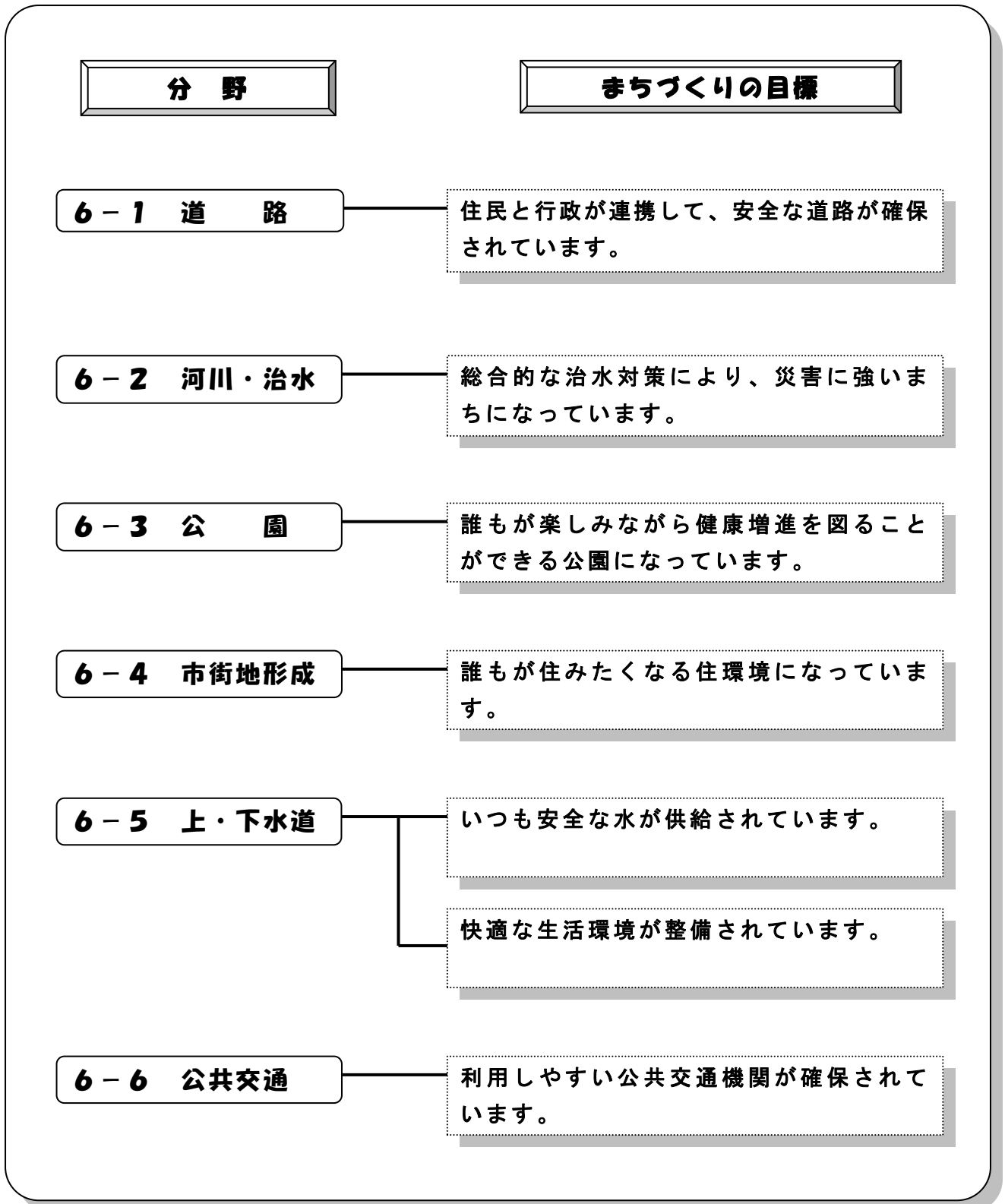
こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	勤労者が安心して働ける環境が整備されています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	労働環境の整備		産業課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○勤労者対策を充実します。		○進んで勤労者に対する制度を活用します。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
	垂井町内に勤務している住民の割合(国勢調査)	48.1% (H17)	43.8% (H22)	50%
完全失業率(国勢調査)	5.0% (H17)	5.6% (H22)	4.5%	4.0%

※垂井町内に勤務している住民の割合(国勢調査):《中間値》町内勤務者 6,000人 ÷ 就業者数 13,695人

※完全失業率(国勢調査):《中間値》失業者数 809人 ÷ 労働力人口 14,504人

第6節 都市基盤

【施策体系】



6-1 道路

■現状と課題

- 道路交通網は、交通のほか、定住・交流・生産・流通等の重要な機能を受け持つ大切な都市基盤です。
- 国道 21 号を中心とした幹線道路や各地域間を結ぶ補助幹線道路など、道路の機能に応じて、段階的なネットワークを形成するための道路整備が求められています。また、垂井町の南側を通る名神高速道路や東側に計画されている東海環状自動車道を活かしたまちづくりが求められています。
- 平成 22 年度の交通センサス※によると、大垣西部における国道 21 号の平日 12 時間交通量は 19,000 台と、著しい混雑がみられ、4 車線化などの緩和策が望まれています。
- 町の顔となる駅前や中心市街地、中山道や美濃路などの歴史街道などと調和した環境整備・景観整備の推進とともに、既存住宅地の狭あい道路の改良や未利用地の宅地化を図る道路の新設が必要となっています。
- 歩道の未設置区間や狭小幅員区間があるため、生活道路として安全・安心な歩行空間を確保することが求められています。

町道の整備状況

	実延長 (m)	未舗装 (タール含) (m)	舗装		橋梁	
			コンクリート (m)	アスファルト (m)	橋梁数 (箇所)	延長 (m)
平成13年	226,538	14,857	1,277	210,404	147	1,660
平成14年	227,047	7,169	1,297	218,581	147	1,660
平成15年	229,546	7,072	1,297	221,177	147	1,660
平成16年	230,296	6,807	1,297	222,192	147	1,666
平成17年	231,452	6,700	1,297	223,455	148	1,686
平成18年	231,795	6,771	1,292	223,732	148	1,686
平成19年	235,422	6,654	1,295	227,473	148	1,689
平成20年	236,084	6,595	1,295	228,194	148	1,689
平成21年	237,727	7,033	1,295	229,399	150	1,699
平成22年	238,919	7,049	1,286	230,584	151	1,714
平成23年	239,267	7,319	1,286	230,662	151	1,714
平成24年	239,632	7,213	1,286	231,133	151	1,714

注) 各年4月1日現在

(資料: 建設課)

平成24年 舗装延長 232,419 m
舗装率 97.0%

※交通センサス：正式名称は「全国道路交通情勢調査」。道路の整備状況、旅行速度、自動車の運行目的、都市部の駐車場の状況など、道路と交通に関して多面的・継続的に実施する調査。

基本計画

道路の整備状況

	総数		舗装		改良	
	路線数	延長(m)	延長(m)	舗装率(%)	延長(m)	改良率(%)
国道	1	5,215	5,215	100.0		
一般県道	7	28,616	26,683	93.2		
町道	1.2級	54	45,053	99.1	40,798	89.7
	その他	771	194,170	187,366	96.5	118,538
農道	43	104,217	90,763	87.1		
林道	23	36,394	8,136	22.4		

注)平成24年4月1日現在

(資料:建設課)

農道・林道は平成24年3月現在

(資料:産業課)



都市計画道路

種別	計画	改良済		概成済	
	総延長(km)	延長(km)	改良率(%)	延長(km)	概成率(%)
幹線街路	29.64	9.44	31.8	8.95	30.2

注)平成24年4月1日現在

(資料:建設課)

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	住民と行政が連携して、安全な道路が確保されています。				
こんなことに取り組みます	施策		担当課		
	道路交通網の整備		建設課		
	国道21号4車線化の推進		建設課		
行政と住民・事業者の役割	道路環境の整備		建設課		
	行政の役割 ○目指すべき土地利用の方針に基づいて道路を整備します。 ○便利さとゆとりのある道路を整備します。		住民・事業者の役割 ○道路事業に協力します。 ○除雪作業など生活道路の維持管理を行います。		
目標達成度を測る指標	初期値(H18)	中間値(H24)	目標値		
			H24(5年後)	H29(10年後)	
	6m以上の幅員がある町道の割合	32.9%	33.6%(H23)	34%	35%
	町道の歩道整備率(5.5m以上の幅員)	36.8%	37.2%(H23)	38%	40%
道路事情や道路の整備状況に満足している住民の割合	44.8%	54.7%			

※6m以上の幅員がある町道の割合:《中間値》6m以上の町道延長 80,549m ÷ 全町道実延長 239,631.9m

※町道の歩道整備率(5.5m以上の幅員):《中間値》歩道等設置道路延長 16,766.5m ÷ 規格改良済5.5m以上町道延長 45,064.6m

6-2 河川・治水

■現状と課題

- 各地で風水害、土砂災害など多くの被害が発生し、本町においても、大雨時に河川の氾濫の危険性があるとともに、町内の低い箇所などに雨水が溜まることも起きています。
- 町内には一級河川の相川をはじめ多くの河川が流れており、このうち相川については計画的な改修の結果、洪水、浸水などによる被害の恐れは解消されつつあります。今後は、泥川など中小の河川を中心とした河川改修や土砂災害に対する危険箇所を整備するとともに、ハザードマップ※の作成や避難体制の整備など、ソフト対策の推進が必要となっています。
- 治水機能の向上を主眼とした河川改修を進めてきましたが、今後は、災害時におけるオープンスペースの確保や、住民が憩うことのできる身近な親水空間づくりを目指した整備が求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	総合的な治水対策により、災害に強いまちになっています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	砂防や急傾斜地整備の推進		建設課 企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	河川災害や市街地浸水の防止		建設課 企画調整課	
	行政の役割		住民・事業者の役割	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)		中間値 (H24)	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
急傾斜地崩壊危険箇所※のうち施設整備した箇所数	8箇所	9箇所	9箇所	10箇所

※ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。



※急傾斜地崩壊危険箇所：傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で、人家に被害を及ぼす恐れのある箇所、また、人家はないものの今後新規の住宅立地などが見込まれる箇所。

6-3 公園

■現状と課題

- 緑とオープンスペースは、休息、散策、遊戯、運動などレクリエーション活動の場であるとともに、まちの環境の維持・改善機能、景観形成機能、防災機能など様々な目的と機能を兼ね備えた空間です。
- 現在、本町には都市公園※や児童公園など様々な公園がありますが、それらの公園の適正な管理が求められています。
- 豊かな水を活かした親水公園や、美濃国府跡をはじめとする歴史資源の周辺における歴史公園、美しい緑を体験できる自然公園など、地域の特性を活かした公園の整備が求められています。
- 朝倉運動公園は、広域避難地として位置づけられており、防災ヘリコプター緊急離着陸場および一時集積配分拠点※となっています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	誰もが楽しみながら健康増進を図ることができる公園になっています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	公園管理や運営の充実		建設課 生涯学習課 総務課	
	地域の特性を活かした公園の整備		建設課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的な公園管理に取り組みます。 ○ お年寄りや子どもにも利用しやすい公園を整備します。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な公園の維持管理に行政と一緒に取り組めます。 ○ 公園を積極的に利用します。 	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
住民1人当たりの都市公園面積	5.56㎡	6.80㎡	7.1㎡	8.3㎡
公園や子どもの遊び場に満足している住民の割合	42.0%	46.2%		

※都市公園：都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、および地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。
 ※一時集積配分拠点：道路の交通混乱を避け、被災地内の避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点。

6-4 市街地形成

■現状と課題

- 本町の特長である恵まれた田園環境が保全され、良好な生活環境が将来にわたり維持されるよう、長期的視点に立った土地利用が必要であり、幹線道路沿線での開発を計画的に推進することが必要です。
- なかでも住宅は、健康で文化的な暮らしの基盤であることから、良質な住宅の供給促進と快適な住環境の整備が求められ、民間を含めた多彩な宅地施策は若年人口の定住促進においても重要な役割を持ちます。
- 建物の更新にあわせてオープンスペースの確保および街並みの改善が行われるよう、地区計画の策定や建築協定の指定を促進することが求められています。
- 公営住宅において、入居者の高齢化が進展しており、住宅のバリアフリー化が急務となっています。
- 町内の7地域のうち、人口減少が著しい地域においては、コミュニティ崩壊を防ぐ観点からも、新たな住宅建設の促進が必要となっています。

【関連計画】

垂井町都市計画マスタープラン
(平成18年度～平成32年度)


土地利用の指定状況

	面積 (ha)	町域面積に 占める割合 (%)
都市計画区域	3,117.0	54.6
市街化区域	708.5	12.4
用途地域	708.5	12.4
住宅系用途地域	471.2	8.2
商業系用途地域	21.3	0.4
工業系用途地域	216.0	3.8
準防火地域	18.0	0.3
地区計画	47.0	0.8
市街化調整区域	2,408.5	42.2

注)平成24年4月1日現在

(資料:建設課)

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	誰もが住みたくなる住環境になっています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	計画的な土地利用の推進		建設課	
	新規住宅建設の促進		建設課	
	公営住宅の整備		建設課	
	既存住宅の環境整備		建設課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○安心して住むことができる環境を整備します。		○まちづくりのルールを守ります。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
市街化区域内の住宅用地の面積	2,164,900 m ² (H14)	—	2,257,000 m ²	

※市街化区域内の住宅用地の面積：《目標値変更》既に、H29 当初目標値 2,304,000 m²を達成しているため。

6-5 上・下水道

■現状と課題

- 水道は、健康で文化的な生活や生産活動に欠かせない社会基盤のため、水道水源の保全や老朽管の更新などにより、安全・安心な水道水の供給に努めています。また、引き続き耐震化をはじめとする施設整備が必要となっています。
- 下水道については、供用開始から3年以上を経過した未接続世帯に対する普及促進が課題となっています。

【関連計画】

垂井町上水道第6次変更事業認可
 (平成13年度～平成27年度)
 相川左岸地域水道施設整備計画
 (平成24年度～)
 垂井町公共下水道基本計画書
 (平成5年度～平成37年度)

上水道の状況

		給水戸数 (戸)	年間給水量 (m ³)	1日平均給水量 (m ³)	給水人口 (人)	1人1日平均使用量 (%)
上水道	平成15年度	7,915	3,272,264	8,940.6	23,736	376.7
	平成16年度	7,972	3,244,706	8,889.6	23,734	374.6
	平成17年度	8,031	3,251,519	8,908.3	23,723	375.5
	平成18年度	8,116	3,200,328	8,768.0	23,769	368.9
	平成19年度	8,214	3,169,193	8,659.0	23,809	363.7
	平成20年度	8,321	3,074,013	8,422.0	23,835	353.3
	平成21年度	8,532	3,056,165	8,373.1	23,943	349.7
	平成22年度	8,584	3,137,615	8,596.2	23,865	360.2
	平成23年度	8,871	3,225,616	8,813.2	24,445	360.5
簡易水道	平成15年度	1,510	472,361	1,290.6	5,424	237.9
	平成16年度	1,515	474,613	1,300.3	5,407	240.5
	平成17年度	1,519	493,817	1,352.9	5,391	251.0
	平成18年度	1,528	491,684	1,347.0	5,378	250.5
	平成19年度	1,532	500,035	1,366.2	5,328	256.4
	平成20年度	1,537	501,873	1,375.0	5,252	261.8
	平成21年度	1,539	497,643	1,363.4	5,152	264.6
	平成22年度	1,547	491,158	1,345.6	5,119	262.9
	平成23年度	1,341	402,396	1,099.4	4,390	250.4

注)平成23年4月に簡易水道の一部を上水道に統合しています。

(資料:上下水道課)

下水道の状況

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公共下水道	処理区域面積 (ha)	207	243	289	347	377	409	434	450	461
	処理区域内人口 (人)	6,360	7,930	8,800	9,940	10,780	12,200	12,850	13,400	13,550
	水洗化人口 (人)	2,846	4,295	5,307	6,154	6,756	7,357	7,958	8,507	8,877
	汚水処理量 (m ³)	213,460	401,815	500,407	636,632	760,786	820,850	920,950	1,074,851	1,102,738
農業集落排水	北部第一									
	処理区域内人口 (人)	471	458	455	447	432	417	413	410	408
	水洗化人口 (人)	467	454	451	443	428	413	405	403	400
	汚水処理量 (m ³)	62,371	64,588	78,670	62,411	71,980	76,498	74,919	77,789	74,105
伊吹	処理区域内人口 (人)	261	251	250	246	239	241	240	232	233
	水洗化人口 (人)	236	243	242	233	231	234	238	229	230
	汚水処理量 (m ³)	21,384	22,224	22,255	21,830	22,441	21,713	21,772	22,563	22,015



(資料:上下水道課)

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	いつも安全な水が供給されています。				
こんなことに取り組みます	施策		担当課		
	上水道の整備		上下水道課		
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割		
	○安全でおいしい水を供給します。		○水資源を有効に利用します。		
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値		
			H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	水道施設の最大稼働率	85.5%	76.2% (H23)	80%	—
	浄水施設耐震率	0.0%	31.0%	—	100%
	配水池耐震施設率	0.0%	60.5%	—	84%
管路の耐震化率	—	14.8%	—	20%	

※水道施設の最大稼働率：《指標変更》既に、H29 当初目標値 76% を達成したため廃止し、新たに「浄水施設耐震率」、「排水池耐震施設率」、「管路の耐震化率」を設定しました。

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	快適な生活環境が整備されています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	下水道事業の推進		上下水道課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○下水道計画を見直し、早期の事業終結を図ります。		○下水道を積極的に利用します。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
	下水道水洗化※率	61.9%	65.5% (H23)	65%
下水や雨水の排水状況に満足している住民の割合	51.2%	64.4%		

※下水道水洗化率：《中間値》水洗化人口 8,877 人 ÷ 処理区域内人口 13,550 人

※水洗化：くみ取り式トイレを改造するだけでなく、排水設備を設置して生活雑排水を下水道に流せるようにすること。排水設備を下水道に接続すること。

6-6 公共交通

■現状と課題


- 自家用車を利用したライフスタイルが一般的となっていますが、交通渋滞の緩和や、CO₂発生抑制という観点から、今後は公共交通機関を利用する生活への転換が求められています。
- 少子高齢社会においては、自家用車を利用できない高齢者などの移動手段の確保が必要であり、公共交通機関の果たす役割が一層重要となっています。
- 巡回バスの運行経路の見直しやワンコイン化※など、多様な公共交通の導入と合わせて検討する必要があります。
- さらに、JRをはじめ公共交通機関の利便性向上と利用の促進を図る必要があります。

鉄道の利用者(一日平均乗車人員)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
垂井駅	2,889	2,784	2,715	2,704	2,710	2,677	2,800	2,621	2,763	2,669	2,682	2,666

(資料:東海旅客鉄道(株))

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	利用しやすい公共交通機関が確保されています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	鉄道輸送の充実		総務課 建設課	
	バス輸送の充実		企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○事業者と連携を図り、利便性の向上を図ります。		○公共交通機関を積極的に活用します。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
垂井駅の1日平均乗車人員	2,800人	2,666人 (H23)	2,900人	3,000人
町営駐車場の利用台数	18,165台	11,829台 (H23)	20,000台	—
巡回バスの1日平均乗車人員	82人	83人(H23)	140人	140人
鉄道、バスなど公共交通機関に満足している住民の割合	31.4%	35.7%		

※町営駐車場の利用台数：《指標廃止》民間駐車場の増加により指標として適切ではないため。

※巡回バスの1日平均乗車人員：《目標値変更》利用者は固定化しており中間目標を達成できなかったため、運行経路の見直しなど利便性の向上を図ります。

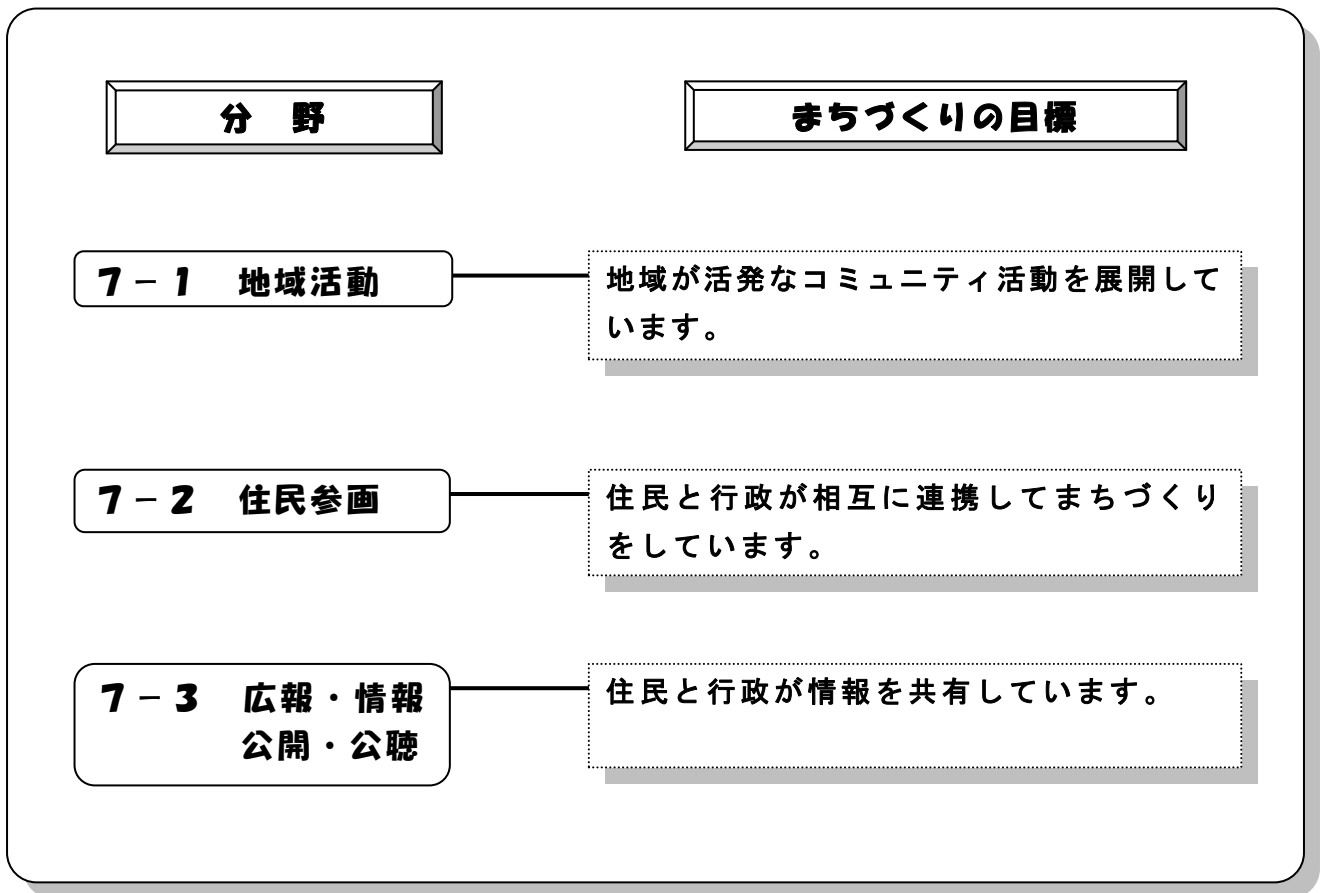
※ワンコイン化：1乗車全線100円(ワンコイン)にて路線バスの利用ができるもの。

第3章 計画推進のための柱

まちづくりの柱

第7節 協働

【施策体系】









7-1 地域活動

■現状と課題

- 自治会への加入率は、平成24年4月現在において79.1%となっていますが、地域活動を強化するためには自治会への加入促進が必要です。また、活動を活発化させるための支援も必要となっています。
- 公民館や地域集会所などの整備状況に満足している住民の割合は72.6%となっています。
- 核家族化や地域内でのふれあいの機会が希薄化し、個人あるいは家庭内で対応できない問題が発生しています。このようななかで、地域活動は、自分の関心のある活動を通じて、自分の価値観を見いだす場ともなっており、その支援が必要となっています。また、自治会や子ども会、老人クラブなど住民同士の連携に加えて、議会・行政などとの協働を進めていくことも、より効果的な問題解決に必要となっています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	地域が活発なコミュニティ活動を展開しています。				
こんなことに取り組みます	施策		担当課		
	地域の特性を活かした活動の支援		企画調整課		
行政と住民・事業者の役割	地域活動環境の整備		企画調整課		
	行政の役割		住民・事業者の役割		
	○活発な地域活動を促すため、活動の支援や環境の整備を行います。		○地域に関心を持ち、積極的に地域活動に参加します。		
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値		
			H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	自治会の加入率	82.0% (H19)	79.1%	85%	85%
	公民館や地域集会所などの整備状況に満足している住民の割合	70.9%	72.6%		
	自治会の活動に参加した住民の割合	55.0%	55.7%		
青年団体、女性団体、老人クラブなどの活動に参加した住民の割合	18.3%	15.0%			

※自治会の加入率：《目標値変更》核家族化やアパートの増加などにより、中間目標を達成できなかったため、地域活動の支援などを通じ、加入率増加に取り組みます。《中間値》平成24年4月号広報配布世帯数 8,130世帯 ÷ 平成24年3月末世帯数 10,276世帯

7-2 住民参画

■現状と課題

- 協働したまちづくりを推進するため、まちづくり基本条例の推進が必要となっています。
- 地方分権時代における地域での自主的なまちづくりを進めるため、これまでの本町の取り組みを積極的に推進し、発展させることが求められます。
- 住民のボランティア意識の高揚を図り、行政主導型から住民が直接携わることのできる範囲を広げ、よりよいまちづくりや地域づくり活動の活性化を図ることが大切です。そういった観点から、公民館をコミュニティづくりの「核」として小学校区ごとに地区まちづくり協議会が組織され、住民が主体となった活力あふれる創造的なまちづくりを推進しています。
- 行政への住民参画を推進するため、さらなる公募委員の活用などが求められています。また、委員会の会議録の公開や、委員会そのものの公開の検討も必要となっています。
- NPO※、福祉ボランティア団体など、あらゆる分野での住民活動をより活発化させ、まちづくりへの住民参画をさらに進める必要があります。
- 若者や団塊の世代などの定住促進や活動を活性化させる施策の推進が求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	住民と行政が相互に連携してまちづくりをしています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	住民参画のための仕組みづくり		企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	住民参画環境の整備		企画調整課	
	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○住民との協働を図るため、住民が参画できる仕組みを推進します。		○まちづくり事業に進んで参画します。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
公募委員のいる委員会などの数(50委員会などの内)	3委員会など	3委員会	10委員会など	10委員会など
新たな住民参画事業数	0事業	2事業	➔	—
まちづくり協議会数	—	9団体	—	➔
NPO法人※数	1法人	3法人(H23)	➔	➔
まちづくり、まちおこしなどの提言や住民活動に参加した住民の割合	4.4%	2.9%	➔	➔

※公募委員のいる委員会などの数：《目標値変更》応募者が少なく中間目標値を達成できませんでしたが、応募しやすい環境づくりに努めていきます。

※新たな住民参画事業数：《指標変更》まちづくり基本条例に基づく指標「まちづくり協議会数」に変更します。



※NPO法人：NPO（民間非営利組織）のうち、特定非営利活動促進法に基づき、都道府県または国の認証を受けた団体のこと。

7-3 広報・情報公開・公聴

■現状と課題

- 広報たるいをベースに、町ホームページなどの媒体を活用しながら積極的に情報提供し、住民との情報の共有を図っていくことが必要となっています。
- 広く住民の意見を行政施策に反映させるため、地域ふれあいトークやパブリック・コメントなどを積極的に活用するなど、公聴機能の充実が必要となっています。
- 住民と行政との情報共有の観点から情報公開の推進が必要となっています。

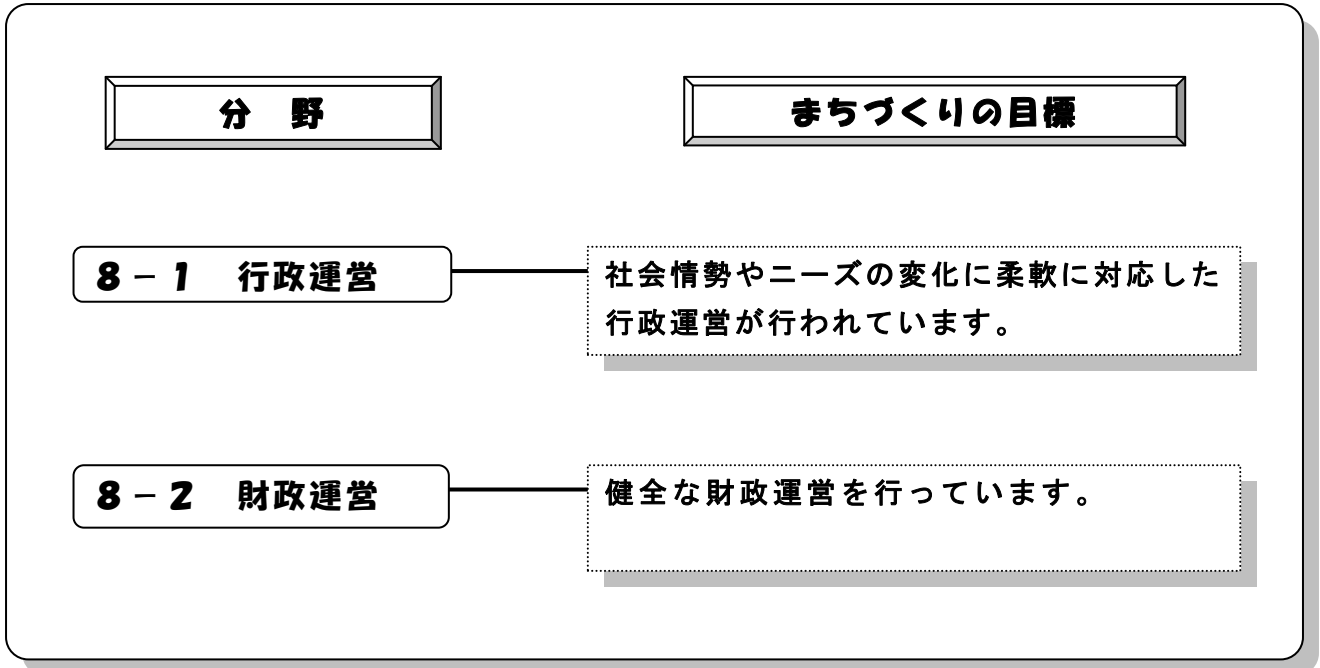
■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	住民と行政が情報を共有しています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	情報提供の充実		総務課 企画調整課 関係各課	
行政と住民・事業者の役割	公聴機能の充実		企画調整課 関係各課	
	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○住民と容易に情報共有ができる仕組みを整備します。		○情報を積極的に活用し、提案を行います。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
ホームページのアクセス数	94,806件	121,386件 (H23)	120,000件	150,000件
まちづくり提案箱の提案件数	52件	23件(H23)	100件	150件
まちづくり出前講座の件数	8件	12件(H23)	20件	30件
パブリック・コメント実施件数(累積)	0件	26件		

まちづくりの柱

第8節 行財政運営

【施策体系】



8-1 行政運営

■現状と課題

- 住民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るため、総合計画を基軸にした評価システムと連動した仕組みの運用が必要です。
- 更なる効率化と住民サービスの向上のため新たな行財政改革の推進が必要です。
- 住民ニーズを的確に把握し、必要とされる施策を円滑に推進することが求められています。そのため、各課の連携など横断的な施策の推進により、組織の活性化、機動力の発揮が求められています。
- 住民の立場に立ったサービスの提供、住民との協働によるまちづくりの実践や目まぐるしく変化する社会情勢への的確な対応など、住民の期待に応えられる人材の育成が求められています。
- 地方分権の進展により、市町村の業務の増加が予想されるため、広域的に実施した方が効果的、効率的な業務については、さらなる広域行政の検討が必要となっています。

【関連計画】

垂井町定員適正化計画
(平成23年度～平成27年度)

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	社会情勢やニーズの変化に柔軟に対応した行政運営が行われています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	行政サービスの充実		総務課 関係各課	
	行財政改革の推進		企画調整課 関係各課	
	組織の機能強化		総務課 企画調整課	
	職員の育成		総務課	
	情報化の推進		総務課	
	広域行政の充実		企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○的確な判断のもと、効率的な行政運営に取り組みます。 ○質の高い行政サービスを提供するため、職員の育成や組織の機能強化に取り組みます。		○行政運営について関心を持ちます。	
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値	
			H24 (5年後)	H29 (10年後)
定員適正化計画※の達成率	106.3%	106.4%	100%	100%

※定員適正化計画：職員数を適正に管理するための計画。

8 - 2 財政運営

■現状と課題

- 経常経費の削減に向け、事務事業の見直しや職員の意識改革を進めるとともに、時代に即応した財政運営が必要となっています。
- 厳しい財政状況のなかで、最少の経費で最大の効果が上がるよう、創意工夫を凝らし、限られた財源を重点的に配分していくことが求められています。
- 今後の財政運営を進めるなかで、住民サービスの拠点となる役場庁舎などの公共施設の老朽化・耐震化などへの対応をどのようにしていくのか、大きな課題となっています。
- 税の収納率の向上、受益者負担の見直し、町有財産の整理など、多様な手法により自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・県補助金などの特定財源の効率的な活用が必要となっています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	健全な財政運営を行っています。				
こんなことに取り組みます	施策		担当課		
	自主財源の確保		総務課 税務課 関係各課		
行政と住民・事業者の役割	計画的・効率的な財政運営の推進		総務課		
	行政の役割 ○公平で適正な負担により財源を確保するとともに、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、健全な財政運営を図ります。		住民・事業者の役割 ○財政運営について理解します。		
目標達成度を測る指標	初期値 (H18)	中間値 (H24)	目標値		
			H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	町税の収納率 (現年度)	98.7%	98.7% (H23)	99%	99%
	自主財源比率※	62.6%	56.3% (H23)		
	経常収支比率※	80.5%	80.5% (H23)		
	実質公債費比率※ (単年度)	11.5%	12.5% (H23)		
住民1人当たりの町債額	260,131円	180,774円 (H23)			

※自主財源比率：歳入全体に対する自主財源（地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金など）の占める割合。
 ※経常収支比率：財政構造の弾力性を示す指標。人件費、扶助費、公債費などの毎年経常的に支出する経費に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。
 ※実質公債費比率：公債費などの財政負担の程度を客観的に示す指標。実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模（標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模）に占める割合。

資 料 編

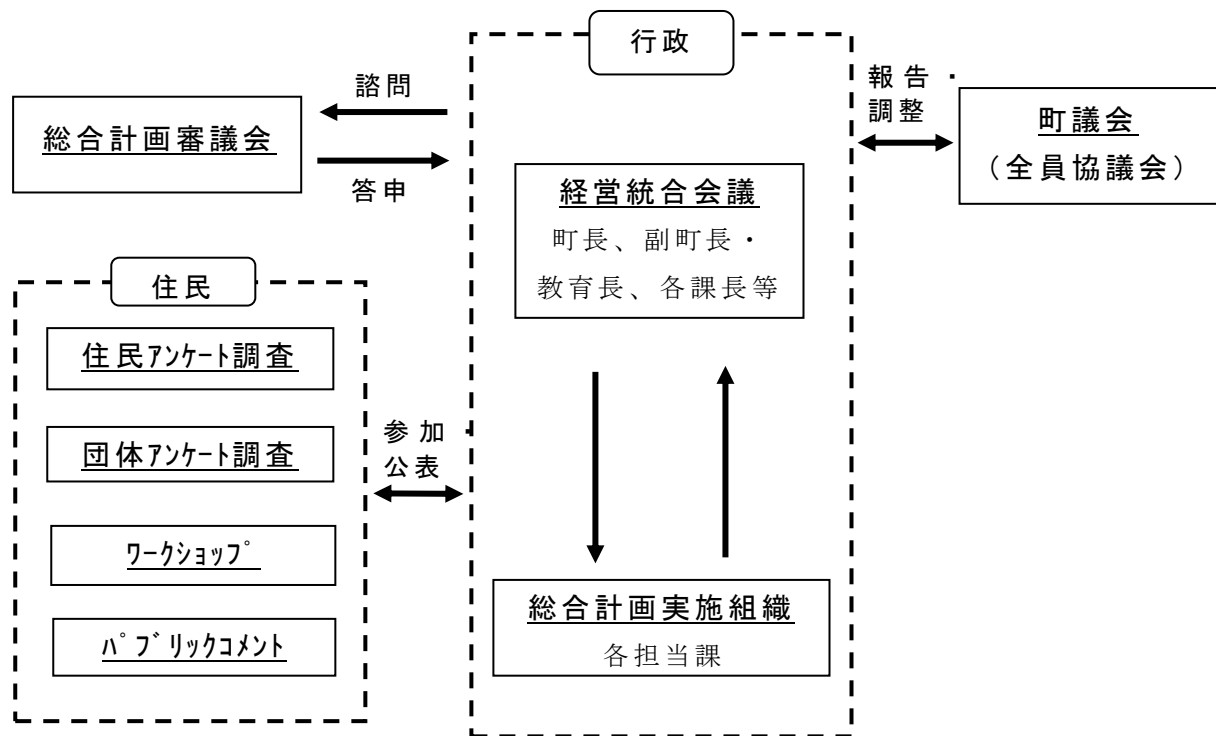
資料編

1 策定の経緯

期 日	会 議 等	内 容
平成 24 年 5 月 1 日	垂井町総合計画審議会委員の公募 (～5月18日)	
5 月 30 日	経営統合会議	スケジュールについて
6 月 8 日	議会総務産業建設委員会	スケジュール等の報告
6 月 14 日	議会全員協議会	スケジュール等の報告
6 月 20 日	町民意識調査の実施 (～7月5日)	回答 1,029 名
6 月 26 日	団体アンケートの実施(～7月10日)	回答 26 団体
6 月 27 日	トップヒアリング	
7 月 1 日	総合計画審議会委員の再公募 (～7月13日)	
7 月 2 日	経営統合会議	策定方針について
8 月 1 日	経営統合会議	前期達成度調査シートについて
8 月 1 日	各課検討 (～8月27日)	前期達成度調査シートについて
8 月 27 日	垂井町総合計画審議会委員への委嘱 垂井町総合計画審議会 (第1回)	策定方針、スケジュールについて
8 月 31 日	経営統合会議	ワークショップ、ヒアリングについて
9 月 6 日	前期達成度調査シートヒアリング	各課ヒアリング
9 月 7 日	前期達成度調査シートヒアリング	各課ヒアリング
9 月 10 日	各課検討 (～9月21日)	基本計画見直し案など
9 月 13 日	議会総務産業建設委員会	策定方針、策定状況の報告
9 月 20 日	議会全員協議会	策定方針、策定状況の報告
9 月 28 日	経営統合会議	町民意識調査結果、ワークショップについて
10 月 1 日	ワークショップ参加者の公募 (～10月15日)	応募 4 人
10 月 15 日	経営統合会議	前期評価結果、今後のスケジュールについて
10 月 17 日	経営統合会議	基本計画検討原案について
11 月 16 日	垂井町総合計画審議会 (第2回) 垂井町総合計画審議会へ諮問	基本計画検討原案、前期評価結果、 町民意識調査結果について
11 月 16 日	庁内調整会議	ワークショップについて
11 月 16 日	議会全員協議会	町民意識調査結果について
11 月 23 日	ワークショップ (第1回)	参加者 34 名

期 日	会 議 等	内 容
12 月 1 日	町民意識調査結果の公表	
12 月 2 日	ワークショップ（第2回）	参加者 34 名
12 月 10 日	経営統合会議	ワークショップ等の意見について
12 月 13 日	議会全員協議会	基本計画検討原案の説明
12 月 25 日	経営統合会議	基本計画案について
平成 25 年 1 月 10 日	垂井町総合計画審議会（第3回）	基本計画案について
1 月 15 日	パブリック・コメントの実施 （～1月31日）	結果 2人・2団体、75件
2 月 1 日	経営統合会議	基本計画案について
2 月 15 日	経営統合会議	基本計画案について
2 月 19 日	議会全員協議会	基本計画案の説明
2 月 26 日	垂井町総合計画審議会（第4回）	基本計画案について
2 月 27 日	垂井町総合計画審議会から答申	
3 月 8 日	パブリック・コメントの意見に対する町の考え方の公表	
3 月 21 日	議会全員協議会	基本計画案の説明

2 策定体制



3 審議会設置条例

○垂井町総合計画審議会設置条例

昭和46年9月1日条例第29号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、垂井町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、垂井町総合計画の策定に関する必要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 団体の役員又は職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募による町民

3 委員は、非常勤とする。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌握する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第7号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第6号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

4 審議会名簿

(50音順・敬称略)

区 分	氏 名	備 考
第一号委員 町議会の議員	角 田 寛	
	藤 墳 理	
第二号委員 町教育委員会の委員	宇都宮 精 秀	
第三号委員 町農業委員会の委員	廣 瀬 利 夫	
第四号委員 団体の役員又は職員	岸 田 勝 則	
	酒 井 孝 子	副会長
	鈴 木 準 二	
	藤 井 剛 和	
	松 岡 明 美	
	松 田 貴 司	
	宮 川 直 樹	
	山 ユ ミ	
	米 山 幸 夫	
第五号委員 学識経験を有する者	衣 斐 忍	会 長

※ 第六号委員（公募による町民）の応募者はありませんでした。

5 諮問・答申

諮問

垂企調第29号
平成24年11月16日

垂井町総合計画審議会
会長 衣斐 忍 様

垂井町長 中川 満也

垂井町第5次総合計画基本計画の見直しに伴う
後期基本計画の策定について（諮問）

垂井町第5次総合計画のまちづくりの将来像「やさしさと活気あふれる 快適環境都市」を目指し、垂井町第5次総合計画基本計画の見直しに伴う後期基本計画の策定について、垂井町総合計画審議会設置条例第2条の規定により、諮問します。

答申

平成25年2月27日

垂井町長 中川 満也 様

垂井町総合計画審議会
会長 衣斐 忍

垂井町第5次総合計画後期基本計画について（答申）

平成24年11月16日付けで諮問された「垂井町第5次総合計画基本計画の見直しに伴う後期基本計画」につきましては、当審議会において慎重に審議を行ってきた結果、別紙のとおり答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮されることを要望します。

記

- 1 計画の進行管理に、住民が参画されることを配慮されたい。
- 2 町の発展のための重点的な方向付けを、実施計画で明確にされたい。
- 3 ワークショップや審議会等で出された多くの意見を反映されるよう注力されたい。
- 4 前期期間に目標を達成できなかったものについては、積極的な事業推進により、目標達成に向けて取り組まれたい。

6 パブリック・コメント実施要領、結果

要領

「垂井町第5次総合計画後期基本計画（案）」 パブリック・コメント（意見公募）実施要領

1 概 要

町では、垂井町第5次総合計画のまちづくりの将来像「やさしさと活気あふれる快適環境都市」を目指し、様々な施策を推進しています。また、総合計画の計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間ですが、計画の進捗や社会情勢の変化をふまえ、中間年において、基本計画を見直すこととしています。

見直しにあたり、住民・団体アンケートやワークショップ等を実施し、現在、総合計画審議会においても検討を重ねていますが、この度、後期基本計画案としてまとめましたので、その計画案を公表し、みなさんからのご意見を募集します。

2 募集対象者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人及びその他の団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他団体

- 3 公募期間 1月15日（火）から1月31日（木）まで
※郵送の場合は1月31日消印まで

4 閲覧場所

役場ロビー、中央公民館ロビー（情報公開コーナー）、各地区公民館、タルイピアセンター、文化会館、町ホームページ

5 意見提出の方法

- | | |
|-------------|--|
| (郵送の場合) | 〒503-2193 垂井町1532番地の1
垂井町役場 企画調整課 宛 |
| (ファクシミリの場合) | FAX 番号 0584-22-5180
垂井町役場 企画調整課 宛 |
| (電子メールの場合) | メールアドレス：kikaku@town.tarui.lg.jp |
| (直接持参の場合) | 垂井町役場 企画調整課 企画係 |

6 ご意見等の取り扱い

- (1) お寄せいただきましたご意見は、計画策定の参考にします。
- (2) ご意見の概要及び当該意見に対する考え方並びに意思決定の内容を、垂井町のホームページ等で一定期間公表します。
- (3) ご意見・ご提言の募集は、具体的な意見等を収集することを目的としています。賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどに対しては、考え方を示さない場合があります。また、個々のご意見に対して直接は回答しません。

7 注意点

- (1) ご意見として受け取ることのできるものは、意見を提出しようとする方の氏名または名称等、当該提出された方を特定できる事項及び連絡先が明記されているものに限りします。
- (2) 提出いただいた書類は返却しません。
- (3) 個人情報につきましては、「垂井町個人情報保護条例」に基づき適正な管理を行います。

8 担当・問い合わせ

企画調整課 企画係 TEL 0584-22-1151 (内線 289)

パブリック・コメントの結果

- 意見提出者数 2人、2団体
- 件数 75件

提出されたご意見に対する町の考え方(対応)を、町ホームページ等で公表しました。

垂井町第5次総合計画

<後期計画>

平成25年3月発行

発行：岐阜県垂井町

編集：垂井町企画調整課

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町 1532-1

電話 (0584)22-1151(代表) F A X (0584)22-5180

URL <http://www.ginet.or.jp/tarui/>

E-mail tarui@town.tarui.lg.jp



中学生ワークショップで提案されたイメージキャラクター
「半兵衛クン」

垂井

垂井町第5次総合計画
＜後期計画＞